

# こども教育宝仙大学の教育方針

## ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）

こども教育宝仙大学は、建学の精神に基づき、仏教精神を基調とした人間教育の伝統を基にした「人を造る」の実践を通して、慈悲・敬虔・感謝・奉仕の心に満ちた豊かな人材とともに、専門的知識・技術を習得し、高次な倫理観と教養を備え、広い視野に立った判断力をもって社会に貢献できる人材の育成を目指した教育課程を編成しています。

卒業までに次の能力を身につけ、所定の単位を修めた学生に対して卒業を認定し、「学位規則」により学位を授与します。

1. 人間性豊かで社会性に富み、他者との円滑なコミュニケーションができる
2. 溢れる情報と多様化した社会の中で、変化に即した判断ができる
3. 専門知識や技法を適切に駆使でき、絶えずそれを向上させようと努力することができる

## カリキュラム・ポリシー（教育課程編成方針）

こども教育宝仙大学のカリキュラムは、建学の精神や教育理念をふまえ、質の高い幼児教育・保育・児童福祉に携わる専門職の養成を大きな柱とするとともに、高次な倫理観と豊かな教養、幅広い専門知識をもった人間性の涵養および社会や時代の変化の中で生きるための総合的な判断力を培うために、ディプロマ・ポリシーに明記した人材養成を目的に編成しています。

こども教育学部幼児教育学科のカリキュラムは、教育上の目的を達成するために必要な「総合基礎領域」および「総合専門領域」から体系的に編成しています。

1. 「総合基礎領域」は、建学の精神を理解し、大学生として必要とされる基礎的な技法、情報化社会に対応できる能力、様々な問題を考えるための教養、体験や経験に基づく知恵などを身につけるための科目のまとめです。
2. 「総合専門領域」は、質の高い保育者として必要な知識・技法を幅広く身につけるために設定した幼児教育基礎科目群、幼児教育応用科目群、幼児教育関連科目群、および幼児教育発展科目群から構成された科目のまとめです。
3. 幼児教育基礎科目群は、人としてこどもの教育・保育に関わるすべての大人が備えるべき素養を身につける科目のまとめです。
4. 幼児教育応用科目群は、幼稚園教諭という専門職養成に必要な知識と技法の修得に主眼をおいた科目のまとめです。
5. 幼児教育発展科目群は、幼児教育基礎科目群、幼児教育応用科目群および幼児教育関連科目群における学習内容を体験的に検証し、実践的能力を身につけるための科目のまとめです。
6. 幼児教育関連科目群は、保育士という専門職養成に必要な知識と技法の修得に主眼をおいた科目のまとめです。

# 目 次

<b>I 教育課程について</b> .....	<b>1</b>
1. こども教育学部幼児教育学科について.....	3
2. カリキュラムの特徴.....	4
(1) 建学の精神と基本理念.....	4
(2) 教育目標とカリキュラムの特色.....	4
3. カリキュラムの編成.....	5
(1) 授業科目の構成.....	5
(2) カリキュラム概念図.....	6
(3) 科目ナンバリング.....	7
4. 4年間の学修目標および履修指針.....	8
(1) 科目一覧（2025年度入学生用）.....	10
<b>II 本学の学修について</b> .....	<b>23</b>
1. 学 籍.....	25
(1) 学 籍.....	25
(2) 卒業と学位.....	25
(3) 休学と復学.....	25
(4) 退 学.....	25
(5) 再入学.....	25
(6) 除 籍.....	25
2. 授 業.....	26
(1) 学 期.....	26
(2) 授業時間.....	26
(3) 時間割.....	26
(4) 授業科目の種類.....	26
(5) 授業展開.....	26
(6) 休講と補講.....	27
(7) 出 席.....	28
(8) 遅刻と早退.....	28
(9) 欠席と欠席届.....	28
(10) 授業態度.....	29
(11) 伝達事項.....	29
3. 単 位.....	30
(1) 単位制度.....	30
(2) 単位の数え方.....	30
(3) 1単位の学修量.....	30
4. 履 修.....	30
(1) 履修登録.....	30
(2) 再履修.....	31
(3) 単位上限制度（履修登録の追加と取り消し）.....	31

(4) 対面授業の受講方法	31
(5) 遠隔授業の受講方法	32
(6) 既修得単位の認定	32
(7) 編入学生の単位認定	32
5. 授業科目の読み替え	32
6. 成績とGPA	33
(1) 試験・レポート	33
(2) ChatGPTをはじめとする生成系AIの利用について	33
(3) 単位の修得	33
(4) 追試験、再試験	33
(5) 成績評価	34
(6) 成績通知	34
(7) 成績評価質問票	34
(8) GPA（科目成績平均値）制度	34
(9) GPA値による指導	35
7. アドバイザー、オフィスアワー	35
8. 授業アンケート	35
9. 卒業要件	35
10. 卒業見込要件及び卒業見込証明書発行基準	36
11. 幼稚園教諭一種免許状の取得	36
12. 保育士資格の取得	36
13. 認定ベビーシッター資格の取得	37
14. 准学校心理士資格の取得	37
15. 児童厚生一級指導員資格の取得	37
16. 宝仙マイスター制度について	38
17. 体験学習	38
18. 学外実習	39
19. 実習の中止・辞退について	39
(1) 実習の中止について	39
(2) 実習の辞退について	39
<b>Ⅲ 諸規則</b>	<b>41</b>
学則	43
こども教育学部幼児教育学科履修規程	60
教職課程履修規程	72
保育士養成課程履修規程	76
児童厚生員養成課程履修規程	81
学生の懲戒に関する規程	82
2025年度～入学生対象 幼稚園教諭一種免許状取得に必要な基礎資格及び最低修得単位数一覧	85
2025年度～入学生対象 保育士資格取得に必要な基礎資格及び最低修得単位数一覧	87



# I

## 教育課程について



## 1. こども教育学部幼児教育学科について

### こども教育学部

宝仙学園の校章は、皆三角形が基本になっています。こども教育宝仙大学の校章も下記の記章のとおり三角形からできています。この三角形は密教の曼荼羅に由来し、物を創造し、発展させる力を表しています。また三角形は三つの角が支えあって調和のとれた世界を構成しています。三つの力で宇宙（世界）の調和が保たれているように、教育も三つの力が支えあって完成します。

本学は、21世紀における高等教育機関にふさわしい大学として、情操豊かで、高い専門性を培う「人を造る」教育を実践していますが、「人を造る」ことには二つの意味があります。一つは、グローバル化、情報化、科学技術の発展、高齢化・少子化といった急速な社会変化に直面している現代社会において、自分自身が、広い視野に立つ判断力、他者への思いやり、高いコミュニケーション能力など、豊かな人間性を育むことで、社会に貢献し得る自立した社会人になることです。そのためには、「学生である自分」、「大学の教職員」、「学びの領域（科目）」の三つの力が調和して行かなくてはなりません。本学が用意している様々な学びを積極的に活用し、幅広い視点から問題を捉え、現代的な課題を深く考え、時には教職員の助言を得ながら、自らを表現できるようになることが望まれます。



### 幼児教育学科

「人を造る」ことのもう一つの意味は、4年間を通してこどもの教育・保育に関する専門的な知識と技術を習得し、教育・保育実践を着実に積み重ねることによって、こどもに寄り添いながら共感し、時に見守り、時に励まし、時にそっと手助けできるような、実践的な保育者としての専門性を育てていくことです。

2023年にこども基本法に基づく「こども大綱」が決定され、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現が目指されています。さらに、現代社会では、子育て環境の変化に対応する力、障がいや社会的養護に対して適切な支援や配慮ができる力、子育てに関する保護者の多様で複雑な悩みを受け止め、助言や援助ができる力など、保育者にはますます多様で総合的な力量と深い専門性が求められています。

「保育者としての自分」、「教育・保育の対象」、「家庭・親」という三つの力を調和させるために、幼児教育・保育に関する専門的な知識を学び、教育・保育実習で実践力を養って下さい。そして、卒業時には「家庭」、「地域社会」、「幼稚園等施設」の三者の連携を主導して「こどもの健やかな成長」を保障するという視点に立ったりーダー的な役目を担える保育者を目指すように望みます。

## 2. カリキュラム（教育課程）の特徴

### (1) 建学の精神と基本理念

#### ①建学の精神

本学園では、「仏教精神を基調とした人間教育によって品格と知性を兼ね備えた人を造る」ことを建学の精神としています。

本学は、学園創立以来約80年にわたり、真の教育とは単に知識や技術を植え付けるものではなく、それらを自らの人生に生かす「知恵」を養うことに他ならないという創立者の信念に基づき、一貫して少人数制教育を堅持し、人間的なふれあいと個性を大切に守り育てる教育を継承しています。

#### ②大学の基本理念

本学は、21世紀における高等教育機関にふさわしい大学として、宗教的情操豊かで、高い専門性を培う「人を造る」教育を実践しています。つまり、グローバル化、情報化、科学技術の発展、高齢化・少子化といった急速な社会変化に直面した時代において、仏教精神に基づく慈悲・敬虔・感謝・奉仕の心に満ちた豊かな人格の育成とともに、幼児教育・保育・児童福祉等の専門的知識や技術を修得し、高次な倫理観と教養を備え、広い視野に立った判断力をもって、社会に貢献し得る人材を育てることを基本理念としています。

### (2) 教育目標とカリキュラムの特色

#### ①教育目標

本学では、建学の精神、大学の基本理念およびディプロマ・ポリシー（学位授与方針）に基づき、質の高い幼児教育・保育・児童福祉に携わる専門職の養成を、教育の大きな柱としています。すなわち、

1. 人間性が豊かで社会性に富み、他者との円滑なコミュニケーションができる
2. 溢れる情報と多様化した社会の中で、変化に即した判断ができる
3. 専門知識や技術を適切に駆使でき、絶えずそれを向上させようと努力することができる

という人材の養成を教育目標としているのです。

#### ②カリキュラムの特色

こうした教育目標を達成するために必要な授業科目・単位数・履修年次等を系列化し、教育内容を示したものをカリキュラム（教育課程）といいます。本学のカリキュラムは、カリキュラム・ポリシー（教育課程編成方針）に基づき4年間のゼミや原理原則を学ぶ講義科目、少人数の演習科目、体験的・実習的な科目、フィールドワークをともなう科目等を効果的に配置しています（カリキュラム概念図を参照してください）。科目は、「総合基礎領域」と「総合専門領域」に大別され、「総合専門領域」科目はさらに「幼児教育基礎科目群」「幼児教育応用科目群」「幼児教育関連科目群」「幼児教育発展科目群」に系統化されて、学生の能力・適性・進路に対応したカリキュラムとなってい

ます。したがって、学生は、免許・資格の取得は勿論ですが、自分自身の身につけたい専門性と進路に合わせて授業科目を選択し、意欲的に学修活動に取り組み、履修科目の単位を修得してください。

### 3. カリキュラムの編成

#### (1) 授業科目の構成

本学のカリキュラムは、2領域4科目群に区分されています。

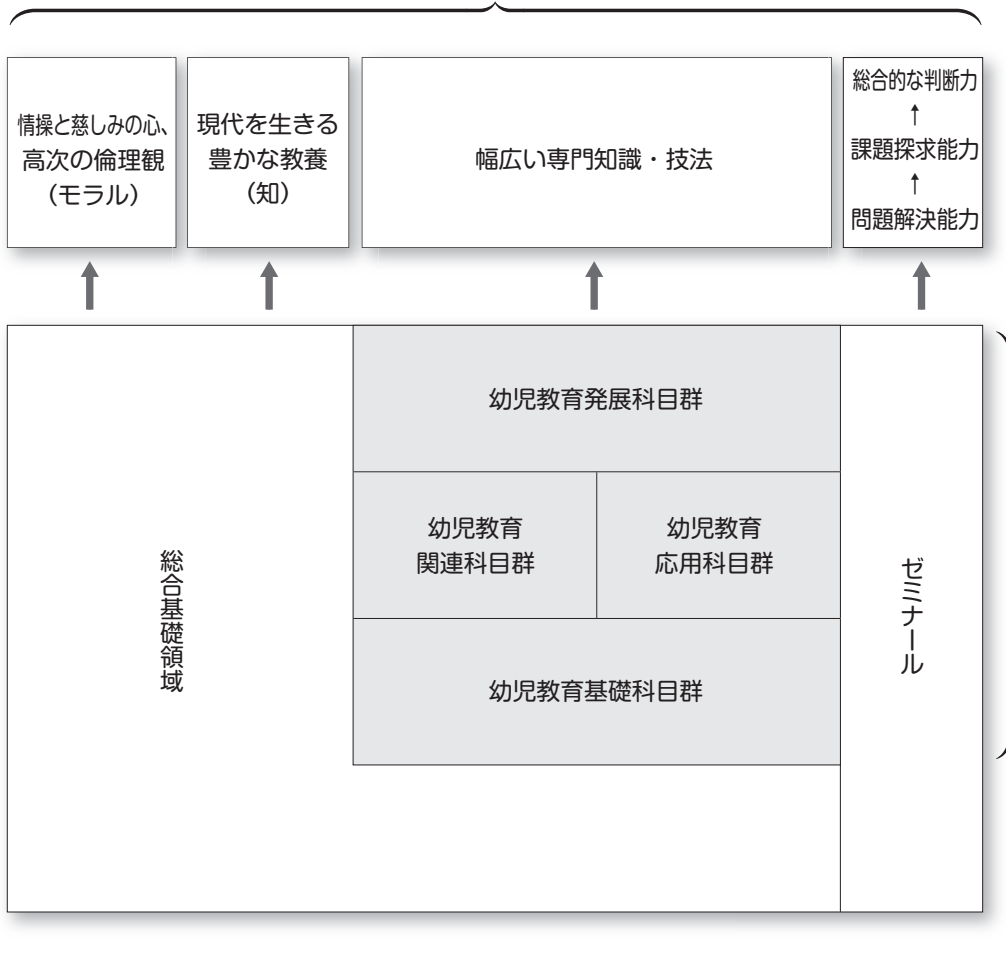
総合基礎領域	人間と社会に関する科目、外国語コミュニケーションに関する科目、情報に関する科目、基礎ゼミ科目によって構成され、幼児教育・保育者として必要な素養を養うことを目的としています。	
総合専門領域	幼児教育・保育者として必要な知識・技法を幅広く身につけることを目的としており、次の4科目群によって構成されます。	
	幼児教育基礎科目群	人としてこどもの教育・保育に関わるすべての大人が備えるべき素養を身につける科目のまとめりです。
	幼児教育応用科目群	幼稚園教諭という専門的職業人養成に必要な知識と技法の修得に主眼をおいた科目のまとめりです。
	幼児教育発展科目群	幼児教育基礎科目群、幼児教育応用科目群および幼児教育関連科目群における学修内容を体験的に検証し、実践的能力を身につけるための科目のまとめりです。
	幼児教育関連科目群	保育士という専門的職業を目指す学生にとって必要な知識と技法の修得に主眼をおいた科目のまとめりです。

以上の各領域・科目群ごとに必修科目、選択必修科目、選択科目が定められています。詳細は科目一覧を参照してください。

(2) カリキュラム概念図

# 人を造る

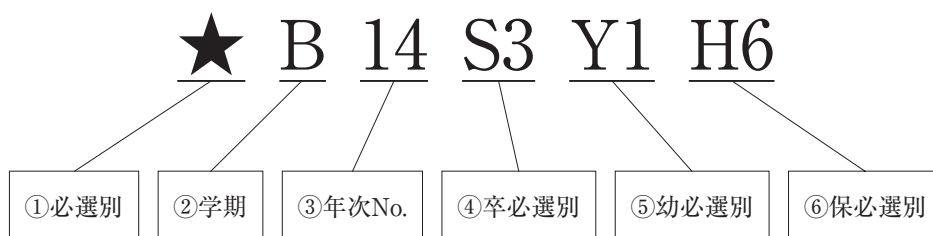
- ◎ 人間性が豊かで社会性に富み、他者との円滑なコミュニケーションができる
- ◎ 溢れる情報と多様化した社会の中で、変化に即した判断ができる
- ◎ 専門知識や技法を適切に駆使でき、絶えずそれを向上させようと努力することができる



### (3) 科目ナンバリング

科目ナンバリングとは、授業科目を水準等に応じた特定の番号を付与し分類することで、学修の段階や順序等を示し、カリキュラムの体系性を明示する仕組みです。

本学における科目ナンバリングの形式については、必修・選択の別（以降「必選別」と表記）、開講学期、配当年次を示すコードにより構成します。具体的な科目ナンバリングの形式は以下の通りです。



①幼稚園教諭と保育士資格を取得して卒業する場合の必選別	★：全て修得、☆：選択して修得、◇：★と☆で足りない単位を、この中から選択して修得（卒業要件124単位）
②学期	春学期：A、秋学期：B、通年：AB
③年次No.	1年：01、2年：02、3年：03、4年：04、 2～3年：23、2～4年：24、3～4年：34、1～4年：14
④卒業の必選別	必修：S1、選択必修：S2、選択：S3
⑤幼稚園教諭免許の必選別	必修：Y1、選択必修：Y2
⑥保育士資格の必選別	必修：H1、選択必修：H2、6単位選択必修：H6（※1）、 15単位選択必修：H15（※2）

※1 保育士関係科目として体育・外国語以外で「H6」のナンバリング科目から6単位を選択して必修する

※2 保育士関係科目として総合専門領域で「H15」のナンバリング科目から15単位を選択して必修する

## 4. 4年間の学修目標および履修指針

### 〈1年次〉

#### 【目標】

- ・ 幼児教育、保育に関わる基礎・基本を理解する。
- ・ 子ども、子どもを取り巻く世界を理解する。

#### 【履修指針】

1年次は、総合基礎領域や幼児教育基礎科目群の科目を中心に履修し、幼児教育・保育・児童福祉に関する基礎・基本を学びます。「宝仙の歴史」、「宝仙の教育」では、建学の精神や伝統ある保育者養成教育の歴史を学ぶとともに、「基礎ゼミ（学問への誘い）」、「基礎ゼミ（学問に触れる）」を通して大学における学びの方法を身につけることで、主体的な学修の基盤をつくっていきましょう。

### 〈2年次〉

#### 【目標】

- ・ 幼児教育、保育の基本的な知識や技術を修得する。
- ・ 幼児教育、保育、子どもへの視野を広げる。
- ・ 教職、保育職に就くために学んでいることを自覚する。

#### 【履修指針】

2年次は、幼児教育応用科目群や幼児教育関連科目群の科目を中心に履修することで、より専門的な学修に入っていきます。「保育実践演習Ⅰ」、「保育実践演習Ⅱ」では、将来、幼児教育・保育職に就くことを意識しながら、保育や子どもを取り巻く今日的な課題を総合的に捉えていきます。また、教職・保育職への適性と保育者への就業意欲・学習等を一層促進できるよう、宝仙学園幼稚園での体験学習や一日保育所見学を履修科目と関連づけていきましょう。また、「保育実習Ⅰ（保育所）」とそれに備えた「事前事後指導」が始まります。

### 〈3年次〉

#### 【目標】

- ・ 幼児教育、保育の知識や技術を実践の中で確認する。
- ・ 幼児教育、保育の専門性を深められる。

#### 【履修指針】

3年次は、幼児教育関連科目群の選択科目や幼児教育発展科目群の科目を履修することで、専門的な学習・研究を深めていきます。自分の興味関心や進路を考えながら、子育て支援関連の科目や障害児保育関連の科目などを選択し、履修します。また、卒業研究を念頭に置いて「専門研究ゼミⅠ（講読と発表）」、「専門研究ゼミⅠ（調査と発表）」を履修します。また、「保育実習Ⅰ（保育所）」、「保育実習Ⅰ（施設）」を経験し、自己課題が明確になってきます。自らの課題意識をもって、主体的に学習を進めていきましょう。

## 〈4年次〉

### 【目標】

- ・教職、保育職に就くための態度、心構えが整う。
- ・理論と実践を統合して幼児教育、保育を捉えられる。

### 【履修指針】

4年次は、幼児教育発展科目群の科目を中心に履修していきます。この科目群の科目は、卒業や幼稚園教諭一種免許状取得に必要な不可欠なものばかりで、4年間の学習のまとめになります。卒業研究の完成を目指し、「専門研究ゼミⅡ（卒業研究の基礎）」、「専門研究ゼミⅡ（卒業研究の完成）」も履修します。卒業研究は、4年間の集大成となると同時に、卒業後の教育研究活動や職業の芽となるものです。また、春学期には「教育実習」、秋学期には「保育・教職実践演習（幼）」を履修することで、保育者としての自分の能力・適性・課題について確認することになります。

## (1) 科目一覧 (2026年度入学生用)

○印は必修科目、△印は選択必修科目、無印は選択科目を示します。

★印の科目は、表示された年次の中で1回のみ履修可能です。

幼児・保育士欄の斜線は、当該資格取得の単位としてはカウントされないことを示します。

教職区分は、本学における授業科目を教育職員免許法及び同施行規則に定める分類により区分したものです。

〔領域〕：領域及び保育内容の指導法に関する科目、「基礎的理解」：教育の基礎的理解に関する科目、「道徳、総合」：道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目、「実践」：教育実践に関する科目、「独自」：大学が独自に設定する科目、「66条の6」：教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目、「-」：教職課程には分類されない科目)

### 総合基礎領域

ナンバリング	授業科目名	単位数	年次	学期	卒業	幼児	保育士	教職区分	備考
★A01S1H6	宝仙の歴史	1	1年	春	○	/	△	-	保育士関係科目として体育・外国語以外で6単位選択必修
★B01S1H6	宝仙の教育	1	1年	秋	○	/	△	-	保育士関係科目として体育・外国語以外で6単位選択必修
★A03S1H6	仏教概論 (~2022入学生:仏教概論(歴史))	2	3年	春	○	/	△	-	保育士関係科目として体育・外国語以外で6単位選択必修
◇B24S3H6	ブツダの教えとこども (~2022入学生:仏教概論(思想))	2	★2・3・4年	秋		/	△	-	保育士関係科目として体育・外国語以外で6単位選択必修
◇B34S3H6	人間形成論	2	★3・4年	秋		/	△	-	保育士関係科目として体育・外国語以外で6単位選択必修
◇A34S3	現代の倫理と宗教	2	★3・4年	春		/		-	
◇B34S3H6	多文化理解 (~2022入学生:異文化理解)	2	★3・4年	秋		/	△	-	保育士関係科目として体育・外国語以外で6単位選択必修
★B34S3Y1H6	日本国憲法	2	★3・4年	秋		○	△	66条の6	保育士関係科目として体育・外国語以外で6単位選択必修
◇B34S3	職業と社会	2	★3・4年	秋		/	/	-	
◇A34S3	こどもと親のストレスマネジメント	2	★3・4年	春		/	/	-	
◇B34S3	情報リテラシー (~2022入学生:暮らしの中のコンピュータ)	2	★3・4年	秋		/	/	-	
◇B34S3	食育と現代社会	2	★3・4年	秋		/	/	-	
◇B34S3	保育とSDGs	2	★3・4年	春		/	/	-	
★B01S1Y1H1	健康スポーツ理論	1	1年	秋	○	○	○	66条の6	

ナンバリング	授業科目名	単位数	年次	学期	卒業	幼免	保育士	教職区分	備考
★A01SIY1H1	健康スポーツ実技	1	1年	春	○	○	○	66条の6	
★A01SIY1H1	英語(初級)	1	1年	春	○	○	○	66条の6	
★B01SIY1H1	英語(中級)	1	1年	秋	○	○	○	66条の6	
☆A02S2	英語コミュニケーション(初級)	1	2年	春	△			66条の6	英語コミュニケーション2単位か基礎中国語2単位のいずれか選択必修
☆B02S2	英語コミュニケーション(中級)	1	2年	秋	△			66条の6	英語コミュニケーション2単位か基礎中国語2単位のいずれか選択必修
◇A34S3	実践英語(初級)	1	★3・4年	春				66条の6	
◇B34S3	実践英語(上級)	1	★3・4年	秋				66条の6	
☆A02S2	基礎中国語(入門)	1	2年	春	△			66条の6	英語コミュニケーション2単位か基礎中国語2単位のいずれか選択必修
☆B02S2	基礎中国語(初級)	1	2年	秋	△			66条の6	英語コミュニケーション2単位か基礎中国語2単位のいずれか選択必修
◇A34S3	中国語コミュニケーション(入門)	1	★3・4年	春				66条の6	
◇B34S3	中国語コミュニケーション(初級)	1	★3・4年	秋				66条の6	
★A01SIY1H6	情報処理演習(基礎)	2	1年	春	○	○	△	66条の6	保育士関係科目として体育・外国語以外で6単位選択必修
★B01S1	情報処理演習(応用)	2	1年	秋	○			66条の6	
◇A23S3	情報メディア演習 (~2022入学生:マルチメディア演習)	2	★2・3年	春				66条の6	
◇A34S3	プレゼンテーション演習	2	★3・4年	春				66条の6	
★A01S1	基礎ゼミ(学問への誘い)	2	1年	春	○			-	
★B01S1	基礎ゼミ(学問に触れる)	2	1年	秋	○			-	
◇B01S3	音楽実技 I	1	1年	秋				-	
◇A02S3	音楽実技 II	1	2年	春				-	
◇A14S3	地域文化体験	2	★1・2・3・4年	春				-	※2
◇B14S3	国外保育体験	2	★1・2・3・4年	秋				-	※2

ナンバリング	授業科目名	単位数	年次	学期	卒業	幼免	保育士	教職区分	備考
◇B04S3	こども心理学	2	4年	秋		/	/	-	こども心理コースのみ履修可
◇A12S3	海外保育事前学習(英語)Ⅰ	2	★1・2年	春		/	/	-	※2
◇B12S3	海外保育事前学習(英語)Ⅱ	2	★1・2年	秋		/	/	-	※2
◇B01S3	造形入門	2	1年	秋		/	/		
◇B03S3	インターンシップ	2	3年	秋		/	/		
必修科目必要単位数					16	8	4		
選択必修科目必要単位数					2	0	6		保育士関係科目として体育・外国語以外で6単位選択必修
選択科目単位数					※1		0		

※1 選択科目の中から任意に履修することにより、卒業の単位数に算入されます

※2 GPA値による登録制限単位数の上限にかかわらず履修できる。また、希望者は2度の履修が可能。ただし単位は一度のみ付与される。

選択必修外国語科目は「英語コミュニケーション(初級)」(2年春)・「英語コミュニケーション(中級)」(2年秋)、または「基礎中国語(入門)」(2年春)・「基礎中国語(初級)」(2年秋)のいずれかを選択してください。なお、2つを履修することはできません。

### <履修条件>

「基礎ゼミ(学問に触れる)」(1年秋)は、  
「基礎ゼミ(学問への誘い)」(1年春)と同一クラスで履修すること。

「英語コミュニケーション(初級)」(2年春)および  
「英語コミュニケーション(中級)」(2年秋)を履修するためには、  
「英語(初級)」(1年春)および「英語(中級)」(1年秋)の単位を修得していること。

「中国語コミュニケーション(入門)」(★3・4年春)を履修するためには、  
「基礎中国語(入門)」(2年春)および「基礎中国語(初級)」(2年秋)の単位を  
修得していること。

## <マイスター認定条件>

以下の条件を満たしたうえで、担当教員が認定するにふさわしい者にマイスターの認定がなされる。

### I. 食育おやつマイスター

「こどもの食と栄養（健康と食生活）」、「こどもの食と栄養（発達と食生活）」、「食育と現代社会」および「こども食育実践論」の単位を修得しており、これら科目の平均GPAが2.5以上であること。

### II. 身体遊びマイスター

「身体と表現」、「健康スポーツ実技」、「リトミック」および「身体遊び実践論」の単位を修得しており、これら科目の平均GPAが2.5以上であること。

### III. 異文化・国際理解マイスター

「英語コミュニケーション（中級）」もしくは「中国語コミュニケーション（初級）」から1単位修得し、ならびに「多文化理解」、「実践英語（上級）」、「こども英語指導法」の単位を修得して、これら科目の平均GPAが2.5以上であること。また、「国外保育体験」の単位を修得もしくは海外保育留学プロジェクトの参加、あるいは国内の相当する外国人学校等での体験をしていること。

### IV. こども心理マイスター

以下のすべての条件を満たしていること。

- ・「発達心理学」、「こどもの理解と援助」、「こども理解と教育相談」「子育て支援カウンセリング」の単位を修得し、これら科目のGPAが3.0以上であること。
- ・「こどもと親のストレスマネジメント」、「こども心理学」、「人間形成論」のうちいずれか2科目の単位を修得し、これら科目のGPAが2.5以上であること。

## 総合専門領域 ①幼児教育基礎科目群

ナンバリング	授業科目名	単位数	年次	学期	卒業	幼免	保育士	教職区分	備考
★A02S1Y1H1	教育原理	2	2年	春	○	○	○	基礎的理解	
★B03S3Y1H15	教育制度論	2	3年	秋		○	△	基礎的理解	総合専門領域で保育士15単位選択必修
★A02S1Y1H1	教職・保育職概論	2	2年	春	○	○	○	基礎的理解	
★B02S3Y1H1	保育カリキュラム論	2	2年	秋		○	○	基礎的理解	
★A01S3Y1H1	発達心理学	2	1年	春		○	○	基礎的理解	「准学校心理士」資格取得必修
◇B02S3H1	こどもの理解と援助	1	2年	秋		/	○	-	
★A01S1Y1	保育の現場を知るⅠ	2	1年	春	○	○	/	独自	
★B01S1Y1H15	保育の現場を知るⅡ	2	1年	秋	○	○	△	独自	総合専門領域で保育士15単位選択必修
★A02S1Y1H15	保育の現場を知るⅢ	2	2年	春	○	○	△	独自	総合専門領域で保育士15単位選択必修
★B02S1Y1	保育の現場を知るⅣ	2	2年	秋	○	○	/	独自	
★A03S3Y1	特別支援教育概論	2	3年	春		○	/	基礎的理解	「准学校心理士」資格取得必修
必修科目必要単位数					12	20	9		
選択必修科目必要単位数					0	0	備考欄参照		保育士は総合専門領域で保育士15単位選択必修
選択科目単位数					※1				

※1 選択科目の中から任意に履修することにより、卒業の単位数に算入されます。

## &lt;履修条件&gt;

特になし

総合専門領域 ②幼児教育応用科目群

ナンバリング	授業科目名	単位数	年次	学期	卒業	幼免	保育士	教職区分	備考
★A01S3Y1	ことばとコミュニケーション	2	1年	春		○	/	独自	
★A01S3Y1H1	音楽と表現Ⅰ	1	1年	春		○	○	独自	
★B02S3Y1H1	音楽と表現Ⅱ	1	2年	秋		○	○	独自	
★A02S3Y1H1	造形と表現	1	2年	春		○	○	独自	
★B02S3Y1H1	身体と表現	1	2年	秋		○	○	独自	
★A04S3Y1H1	保育内容総論	2	4年	春		○	○	領域	
★A03S3Y1H1	保育内容(環境)	2	3年	春		○	○	領域	
★B03S3Y1H1	保育内容(人間関係)	2	3年	秋		○	○	領域	
★B02S3Y1H1	保育内容(健康)	2	2年	秋		○	○	領域	
★A01S3Y1H1	保育内容(表現)	2	1年	春		○	○	領域	
★B01S3Y1H1	保育内容(言葉)	2	1年	秋		○	○	領域	
★A03S3Y1H15	保育内容の指導法Ⅰ	2	3年	春		○	△	領域	総合専門領域で保育士15単位選択必修
★B03S3Y1H15	保育内容の指導法Ⅱ	2	3年	秋		○	△	領域	総合専門領域で保育士15単位選択必修
★A03S3Y1H15	保育方法論	2	3年	春		○	△	道徳、総合	総合専門領域で保育士15単位選択必修
★A03S3Y1H15	こども理解と教育相談	2	3年	春		○	△	道徳、総合	総合専門領域で保育士15単位選択必修 「准学校心理士」資格取得必修
◇B34S3	こども英語指導法	2	★3・4年	秋		/	/	-	
★A02S1H1	保育実践演習Ⅰ	2	2年	春	○	/	○	-	
★B02S1H15	保育実践演習Ⅱ	2	2年	秋	○	/	△	-	総合専門領域で保育士15単位選択必修
必修科目必要単位数					4	26	18		
選択必修科目必要単位数					0	0	備考欄参照		保育士は総合専門領域で保育士15単位選択必修
選択科目単位数					※1				

※1 選択科目の中から任意に履修することにより、卒業の単位数に算入されます。

<履修条件>

「保育実践演習Ⅱ」(2年秋)を履修するためには、  
「保育実践演習Ⅰ」(2年春)と同一クラスで履修すること。

総合専門領域 ③幼児教育発展科目群

ナンバリング	授業科目名	単位数	年次	学期	卒業	幼免	保育士	教職区分	備考
☆A04S3Y2	教育実習	4	4年	春		○	/	教育実践	
☆A04S3Y2	教育実習事前事後指導	1	4年	春		○	/	教育実践	
★B04S3Y1	保育・教職実践演習(幼)	2	4年	秋		○	/	教育実践	
★A03S1	専門研究ゼミⅠ(講読と発表)	2	3年	春	○	/	/	-	
★B03S1	専門研究ゼミⅠ(調査と発表)	2	3年	秋	○	/	/	-	
★A04S1	専門研究ゼミⅡ(卒業研究の基礎)	2	4年	春	○	/	/	-	
★B04S1	専門研究ゼミⅡ(卒業研究の完成)	2	4年	秋	○	/	/	-	
◇AB04S3	こども食育実践論	2	4年	春・秋		/	/	-	
◇AB04S3	身体遊び実践論	2	4年	春・秋		/	/	-	
◇B04S3	保育実践フィールドワーク	2	4年	秋		/	/	-	
◇B04S3	表現実践フィールドワーク	2	4年	秋		/	/	-	
必修科目必要単位数					8	7	0		
選択必修科目必要単位数					0	0	0		
選択科目単位数					※1				

※1 選択科目の中から任意に履修することにより、卒業の単位数に算入されます。

<履修条件>

「教育実習」を履修するためには、「発達心理学」(1年春)、「保育内容(表現)」(1年春)、「保育内容(言葉)」(1年秋)、「保育の現場を知るⅡ」(1年秋)、「教育原理」(2年春)、「教職・保育職概論」(2年春)、「保育カリキュラム論」(2年秋)、「保育内容(健康)」(2年秋)、「保育方法論」(3年春)「保育内容(環境)」(3年春)、「こども理解と教育相談」(3年春)および「保育内容(人間関係)」(3年秋)の単位を修得していること。

「専門研究ゼミⅠ(講読と発表)」(3年春)を履修するためには、  
 「基礎ゼミ(学問への誘い)」(1年春)、「基礎ゼミ(学問に触れる)」(1年秋)、  
 「保育実践演習Ⅰ」(2年春)および「保育実践演習Ⅱ」(2年秋)の単位を修得していること。

「専門研究ゼミⅠ（調査と発表）」（3年秋）を履修するためには、  
「専門研究ゼミⅠ（講読と発表）」（3年春）の単位を修得していること。  
また、「専門研究ゼミⅠ（講読と発表）」（3年春）と同一クラスで履修すること。

「専門研究ゼミⅡ（卒業研究の基礎）」（4年春）を履修するためには、  
「専門研究ゼミⅠ（調査と発表）」（3年秋）の単位を修得していること。

「専門研究ゼミⅡ（卒業研究の完成）」（4年秋）を履修するためには、  
「専門研究ゼミⅡ（卒業研究の基礎）」（4年春）の単位を修得していること。  
また、「専門研究ゼミⅡ（卒業研究の基礎）」（4年春）と同一クラスで履修すること。

## 総合専門領域 ④幼児教育関連科目群

ナンバリング	授業科目名	単位数	年次	学期	卒業	幼免	保育士	教職区分	備考
★A01S1H1	保育原理(意義と本質)	2	1年	春	○	/	○	-	
★B03S3H1	保育原理(保育ニーズの多様化)	2	3年	秋		/	○	-	
★B01S3H1	社会福祉	2	1年	秋		/	○	-	
★A02S3H1	こども家庭福祉	2	2年	春		/	○	-	
★A04S3H1	保育相談支援	1	4年	春		/	○	-	
★A02S3H1	こどもの保健	2	2年	春		/	○	-	
★A04S3H1	こどもの健康と安全	1	4年	春		/	○	-	
★A01S3H1	こどもの食と栄養(健康と食生活)	1	1年	春		/	○	-	
★B01S3H1	こどもの食と栄養(発達と食生活)	1	1年	秋		/	○	-	
★B02S3H1	社会的養護Ⅰ	2	2年	秋		/	○	-	
★B03S3H1	家庭支援論	2	3年	秋		/	○	-	
★A03S3H1	社会的養護Ⅱ	1	3年	春		/	○	-	
★A02S3H1	乳児保育Ⅰ	2	2年	春		/	○	-	
★B03S3H1	乳児保育Ⅱ	1	3年	秋		/	○	-	
★A02S3H1	障害児保育演習(理念と援助)	1	2年	春		/	○	-	
★B02S3H1	障害児保育演習(現状と課題)	1	2年	秋		/	○	-	
★B03S3H1	子育て支援論	2	3年	秋		/	○	-	
◇B34S3H15	子育て支援カウンセリング	2	★3・4年	秋		/	△	-	総合専門領域で保育士15単位選択必修
◇B04S3H15	子育て支援フィールドワーク	2	4年	秋		/	△	-	総合専門領域で保育士15単位選択必修
◇B04S3H15	児童文化	2	4年	秋		/	△	-	総合専門領域で保育士15単位選択必修
◇A34S3H15	絵本と児童文学	2	★3・4年	春		/	△	-	総合専門領域で保育士15単位選択必修

ナンバリング	授業科目名	単位数	年次	学期	卒業	幼免	保育士	教職区分	備考
◇A34S3H15	リトミック	2	★3・4年	春		/	△	-	総合専門領域で保育士15単位選択必修
◇A34S3H15	障害児の発達理解	2	★3・4年	春		/	△	-	総合専門領域で保育士15単位選択必修
◇B04S3H15	在宅保育論	2	4年	秋		/	△	-	総合専門領域で保育士15単位選択必修 「認定ベビーシッター」資格取得必修
◇B34S3H15	歌遊び	2	★3・4年	秋		/	△	-	総合専門領域で保育士15単位選択必修
◇B03S3H15	音楽遊び	2	★3・4年	秋		/	△	-	総合専門領域で保育士15単位選択必修
★A03S3H1	保育実習Ⅰ（保育所）	2	3年	春		/	○	-	
★A03S3H1	保育実習Ⅰ（保育所）事前事後指導	1	3年	春		/	○	-	
★A03S3H1	保育実習Ⅰ（施設）	2	3年	春または秋		/	○	-	
★A03S3H1	保育実習Ⅰ（施設）事前事後指導	1	3年	春または秋		/	○	-	
☆B03S3H2	保育実習Ⅱ（保育所）	2	3年	秋		/	△	-	保育実習Ⅱ（保育所）」と「保育実習Ⅱ（保育所）事前事後指導」、または「保育実習Ⅲ（施設）」と「保育実習Ⅲ（施設）事前事後指導」のいずれかを選択必修し、3単位を修得すること。
☆B03S3H2	保育実習Ⅱ（保育所）事前事後指導	1	3年	秋		/	△	-	
☆B03S3H2	保育実習Ⅲ（施設）	2	3年	秋		/	△	-	
☆B03S3H2	保育実習Ⅲ（施設）事前事後指導	1	3年	秋		/	△	-	
◇A24S3H15	児童館・放課後児童クラブの機能と運営	2	★2・3・4年	春		/	△	-	児童厚生一級指導員資格必修科目 総合専門領域で15単位選択必修
◇B03S3	児童館・放課後児童クラブの活動内容と指導法Ⅰ	2	3年	秋		/		-	児童厚生一級指導員資格必修科目
◇A04S3	児童館・放課後児童クラブの活動内容と指導法Ⅱ	2	4年	春		/		-	児童厚生一級指導員資格必修科目
◇A04S3	児童館実習	2	4年	春		/		-	児童厚生一級指導員資格必修科目 事前事後指導含む
必修科目必要単位数					2	0	32		
選択必修科目必要単位数					0	0	3		左記のほか保育士は総合専門領域で保育士15単位選択必修
選択科目単位数					※1	0			

※1 選択科目の中から任意に履修することにより、卒業の単位数に算入されます。

## <履修条件>

### 「保育実習Ⅰ」関係

「保育実習Ⅰ（保育所）事前事後指導」を履修するためには、

- ① 「保育原理（意義と本質）」（1年春）、「発達心理学」（1年春）の単位を修得していること。
- ② 「保育内容（表現）」（1年春）、「保育内容（言葉）」（1年秋）、「教職・保育職概論」（2年春）、「乳児保育Ⅰ」（2年春）、「障害児保育演習（理念と援助）」（2年春）、および「保育の現場を知るⅢ」（2年春）のうち5科目以上の単位を修得していること。

「保育実習Ⅰ（保育所）」を履修するためには、

当該学期の「保育実習Ⅰ（保育所）事前事後指導」を履修していること。

「保育実習Ⅰ（施設）事前事後指導」を履修するためには、

- ① 「社会福祉」（1年秋）、「発達心理学」（1年春）の単位を修得していること。
- ② 「こども家庭福祉」（2年春）、「乳児保育Ⅰ」（2年春）、「こどもの保健」（2年春）、「障害児保育演習（理念と援助）」（2年春）、「社会的養護Ⅰ」（2年秋）および「保育の現場を知るⅣ」（2年秋）のうち5科目以上の単位を修得していること。

「保育実習Ⅰ（施設）」を履修するためには、

当該学期の「保育実習Ⅰ（施設）事前事後指導」を履修していること。

### 「保育実習Ⅱ」関係

「保育実習Ⅱ（保育所）事前事後指導」を履修するためには、

- ① 「保育実習Ⅰ（保育所）」および「保育実習Ⅰ（施設）」の単位を修得していること。
- ② 「保育内容（表現）」（1年春）、「保育内容（言葉）」（1年秋）、「保育内容（健康）」（2年秋）、「保育カリキュラム論」（2年秋）および「保育内容（環境）」（3年春）のうち4科目以上の単位を修得していること。

「保育実習Ⅱ（保育所）」を履修するためには、

当該学期の「保育実習Ⅱ（保育所）事前事後指導」を履修していること。

### 「保育実習Ⅲ」関係

「保育実習Ⅲ（施設）事前事後指導」を履修するためには、

- ① 「保育実習Ⅰ（保育所）」および「保育実習Ⅰ（施設）」の単位を修得していること。児童厚生一級指導員資格を取得するために児童館で実習する場合は、上記に加えて「児童館・放課後児童クラブの機能と運営」（2～4年春）を修得していること。
- ② 「こども家庭福祉」（2年春）、「社会的養護Ⅰ」（2年秋）、「こどもの理解と援助」（2年秋）、「障害児保育演習（現状と課題）」（2年秋）、「社会的養護Ⅱ」（3年春）のうち4科目以上の単位を修得していること。

「保育実習Ⅲ（施設）」（3年秋）を履修するためには、  
当該学期の「保育実習Ⅲ（施設）事前事後指導」（3年秋）を履修していること。

#### 「児童館実習」関係

「児童館実習」を履修するためには、

- ① 児童館における「保育実習Ⅲ（施設）」（3年秋）、「保育実習Ⅲ（施設）事前事後指導」（3年秋）および「児童館・放課後児童クラブの活動内容と指導法Ⅰ」（3年秋）の単位を修得していること。
- ② 「児童館・放課後児童クラブの活動内容と指導法Ⅱ」（4年春）を履修、もしくは単位を修得していること。



# II

本学の学修について



## 1. 学 籍

### (1) 学 籍

学籍は、入学手続きによる学費の納入および指定された手続き書類の提出により発生し、各学期の学費の納入により継続されます。学費が納入されない場合は当該学期の成績は開示されず、学籍が消滅する場合がありますので、学費は指定期日までに必ず納入してください。

### (2) 卒業と学位

本学に4年以上在学し、卒業に必要な単位（124単位以上）を修得すると、学士の学位が授与されます。

こども教育宝仙大学	Hosen College of Childhood Education
こども教育学部	Faculty of Childhood Education
幼児教育学科	Department of Early Childhood Education
学士（幼児教育）	Bachelor of Arts (Early Childhood Education)

### (3) 休学と復学

留学や病気またはその他やむを得ない事情により3か月以上学業を継続できない場合は、保証人、アドバイザーに相談のうえ、学部長面談を経て前学期末日までに、事務部に「休学願」を提出してください。教授会の議を経て1年以内に限り休学を許可することがあります。なお特別に事由があると認められたときは、更に1年以内に限り休学が認められることがあります。

休学の事由が解消し復学を希望する場合は、「復学願」を事務部に提出してください。

### (4) 退 学

退学を希望する場合は、保証人、アドバイザーと相談し、学部長面談を経て慎重に検討した後、保証人連署・捺印のうえ、前学期末日までに事務部に「退学願」を提出してください。退学については、学長の許可を得なければなりません。また、「退学願」提出時に学生証を返却してください。

### (5) 再入学

本学を退学した者が、退学した日から2年以内に再入学を志願する場合は、所定の手続きにより選考の上、再入学を許可することがあります。

### (6) 除 籍

学則第40条の各号のいずれかに該当するものは、教授会の議を経て学長が除籍を行います。

## 2. 授 業

### (1) 学 期

学期は下記の通り春学期、秋学期の2学期が定められており、授業は4月から翌年3月までの1年を春と秋の2学期に分けて行います。授業は、学期ごとに完結します。

春 学 期	4月1日～9月14日
秋 学 期	9月15日～3月31日

### (2) 授業時間

1時限	2時限	3時限	4時限	5時限
9:00～10:30	10:40～12:10	13:00～14:30	14:40～16:10	16:20～17:50

また、遠隔授業を併用する場合の授業時間は別途お知らせします。

### (3) 時間割

春学期および秋学期の時間割は、春学期のオリエンテーション前にポータルサイトで配布します。

### (4) 授業科目の種類

本学では、授業科目が次の3種類に分かれています。

卒業必修科目	卒業に不可欠な科目で、必ず単位修得しなければならない科目
選択必修科目	指定された複数科目の中から、必要な単位を修得しなければならない科目
選 択 科 目	設定されている科目の中から、自由に選択し、単位を修得する科目

※卒業に必要な科目と免許・資格に必要な科目は異なる場合があります。

### (5) 授業展開

本学では、少人数教育による学生に対する教育効果の向上および授業における細やかな指導を目的として、3分割を中心に、49人以下の履修クラスに分割して授業を行うことがあります。また、1年次から4年次にわたるゼミは8～12分割されています。3分割の履修クラスは、入学時および2年次に決定します。

本学の授業は、各科目により履修クラスが設定されています。講義科目は1学年全体で受講し、演習系科目は3分割の履修クラスに分かれて受講します。またその他にも、履修クラスをさらに4つに分けて行う授業などもあります。履修クラス等の詳細は、授業開講前にオリエンテーションもしくはポータルサイトでお知らせします。

## (6) 休講と補講

大学または授業担当教員のやむを得ない事情や災害等により、授業を休講にすることがあります。休講の連絡は原則ポータルサイトもしくは掲示にて行います。

授業が休講になった場合は、補講を行います。補講は、補講期間および授業期間中の空いている時間帯に行い、補講の連絡はポータルサイトにて行います。

### 1) 休講措置について

#### 1. 大学及び学園行事による休講

大学及び学園行事等により休講することがあります。その場合は、年度当初に示す学事予定表に記載します。

#### 2. 教員の都合による休講

授業担当教員の都合によりやむを得ず休講する場合は、ポータルサイトに掲示します。

休講の掲示がなく、授業開始時刻から30分以上経過しても授業が始まらない場合は、事務部教務・学生課の指示に従ってください。

#### 3. 交通障害等による休講

交通ストライキ、又は暴風、大雨、大雪等自然災害により東京メトロ丸ノ内線・都営地下鉄大江戸線の両方が全面不通または長時間にわたり運休した場合は、次の休講措置をとります。

その他、学長が特別に必要と判断した場合にも臨時休講措置をとる場合があります。

授業実施時限	休講と判断する時点
1・2限の授業	午前6時
3・4・5限の授業	午前10時

#### 4. 気象関係での休講

気象庁・地方气象台から発表される警報で「暴風警報」、「大雪警報」、「暴風雪警報」、が、東京都23区全域に発表された場合（大雨・洪水・波浪警報除く）は、その時点で全学休講とします。ただし、以下の場合は休講を解除し、授業を再開します。

授業実施時限	警報解除の時刻
平常どおり実施	午前6時までに解除された場合
3・4・5限の授業実施	午前10時までに解除された場合
全日休講	午前10時までに解除されない場合

なお、警報が発表されていない場合でも、気象状況が悪化し、登下校の危険が予測される場合は、学長の判断により全学休講とすることがあります。

## 5. 大規模地震の警戒宣言等の発令による休講

首都圏・東海地方を中心とする大規模な地震の発生が予想され、「大規模地震対策特別措置法」に基づき「地震防災強化地域判定会」※が召集されたことが報道された場合、直ちに授業を中止し、休講とします。翌日以降については、以下のとおりとします。

授業実施時限	警戒宣言の状況
平常どおり実施	午前6時まで発令されていない場合または解除された場合
全日休講	午前10時まで解除されない場合

### ※地震防災対策強化地域判定会

大規模地震対策特別措置法第3条第1項に規定する地震対策強化地域に係わる大規模な地震の発生のおそれに関する判定を行うために、気象庁長官の要請によって召集される判定会を指す。

## 6. 休講措置をとった場合の補講の実施について

上記2～5いずれかの場合で休講になった場合は、原則として補講が実施されますので、必ずポータルサイトを確認してください。

## 7. 実習時における対応

実習中に発生した交通障害、気象災害等については、実習園・施設の指示に従ってください。なお、実習中止等の場合は、実習・キャリアサポートセンターへ届け出てください。

## 8. その他

大規模地震、広域火災等が発生し、通学が極めて困難で危険な場合、休講等の措置をとることがあります。

## (7) 出席

授業には毎回必ず出席することが前提であり、毎回出欠をとります。単位認定を受ける資格を得るためには、学則に規定する授業回数の3分の2以上の授業への出席が必要です。

## (8) 遅刻と早退

遅刻は授業開始から30分以内とし、それを超えると欠席とみなします。早退は授業開始1時間以上を過ぎてからとなり、それ以前に退室すると欠席になります。また、遅刻・早退3回で欠席1回とみなされます。

## (9) 欠席と欠席届

各科目とも規定の全授業回数の3分の1を超えて欠席した場合は、単位認定を受ける資格がなくなり、当該学期に該当科目の単位は修得できません。

授業を欠席する際は、事前または事後に学生のみなさんが、直接、授業担当教員に欠席の連絡を行ってください。事務部では電話による欠席連絡および授業担当教員への伝言は受け付けません。

インフルエンザ、新型コロナウイルスなど「学校において予防すべき感染症」に感染した場合は、最新の学生生活ハンドブックを参考に所定の手続き（罹患報告、欠席届）をしてください。

忌引き、1週間以上の病気等により授業を欠席する（欠席した）場合は、そのことが証明できる書類（会葬礼状、治癒証明書など）を用意して、下記の「欠席届」フォーマットを使用し、事前または事後に事務部教務・学生課（[kodomo\\_kyomu@po2.hosen.ac.jp](mailto:kodomo_kyomu@po2.hosen.ac.jp)）へメールで提出してください。QRコードを読みこんで立ち上がった画面の「メール作成画面はこちら」をタップすると、欠席届メールの作成画面に移動します。

【「欠席届」フォーマット】

（各項目はすべて入力してください。）

- ・学籍番号：
- ・氏名：
- ・授業担当者氏名：
- ・科目名：
- ・欠席日時：20 年 月 日（ ）～20 年 月 日（ ） 時限目
- ・欠席理由（右記の中から選択）：病欠・冠婚葬祭・就職関連
- ・備考（理由など）：
- ・事務部確認印欄（※この部分には何も入力しないでください※）



教育実習あるいは保育実習における園・施設での事前オリエンテーションにより授業を欠席する場合は、実習担当職員の指示に従ってください。

また、就職試験日の欠席については、「就職試験受験証明書」を実習・キャリアサポートセンターに提出し指示を仰いでください。

なお、欠席届の提出にかかる欠席は、あくまで理由のある欠席として取り扱われるだけで、出席となるわけではありません。

事由	証明できる書類等	一次提出先	最終提出先
病気による入院等	治癒証明書等	事務部教務・学生課	授業担当教員
冠婚葬祭	会葬礼状等	事務部教務・学生課	授業担当教員
実習関連	別途指示	実習・キャリアサポートセンター	授業担当教員
就職関連	就職試験受験証明書	実習・キャリアサポートセンター	授業担当教員

(10) 授業態度

授業は、単に出席しているだけでは十分ではありません。授業への積極的な参加や取り組みは、皆さんの学びにつながり、課題やレポート作成は、授業内容を再確認する良い機会となるとともに、新たな発見を導きます。授業へは問題意識を持って臨み、課題やレポートは指定期日までに必ず提出してください。

(11) 伝達事項

大学から学生のみなさんへの伝達、連絡は、原則としてポータルサイトもしくは掲示により行います。各授業担当者からの連絡は、クラウド型学習支援システム（例：Google Classroom）やメールで行われる場合もあります。それらを毎日必ず確認してください。

### 3. 単 位

#### (1) 単位制度

授業科目にはそれぞれに単位が定められています。大学を卒業するためには、定められた科目を履修し、それらの科目の単位を修得しなければなりません。このように、必要な授業の単位を修得することにより卒業が認められる制度を、単位制と言います。

#### (2) 単位の数え方

講義・演習科目	15時間の授業時間をもって1単位とします。ただし、特に必要とする場合は、30時間の授業時間をもって1単位とします。
外国語科目	30時間の授業時間をもって1単位とします。
実験・実習および音楽・体育等実技科目	30時間の授業時間をもって1単位とします。ただし、特に必要とする場合は、45時間の授業をもって1単位とします。

#### (3) 1単位の学修量

1単位を修得するためには45時間の学修量が必要です。

学修量は、自宅での予習、大学の授業内での学修、自宅での復習から成り立っています。

なお授業は、1講義あたり90分を授業時間の2時間と換算しています。

##### (例) 講義科目の場合

① 2単位を修得するためには → 90時間の学修量が必要となります。

② 週1回の授業90分(2時間)を受講するためには → 自宅での2時間の予習と、2時間の復習をしなければならないことになっています。

言い換えれば、1回の授業への参加は

予習2時間+授業2時間+復習2時間=6時間の学修量  
となります。

本学の授業は1科目15週にわたって行い

授業1回の学修量6時間×授業15週間=90時間の学修量  
となります。

### 4. 履 修

#### (1) 履修登録

履修登録とは、その年度に受講する科目を登録することです。履修登録は、学生のみさんの責任において行うものです。履修登録を行っていない科目の単位は認められません。また、履修登録を行っていない授業を受講することはできません。授業計画や内容の概略を記したWebシラバスを参照の上、受講科目を決定し、履修登録を行ってください。

本学の履修登録は、原則4月に当該年度の春・秋学期1年分を行います。履修登録は、定められた期間(履修登録期間)に行わなければなりません。なお、春学期の成績(GPA値)に応じて秋

学期に履修登録の追加・取り消しを認めています。

履修登録を行う際は、アドバイザーに相談し、履修指導を受けてください。

## (2) 再履修

再履修とは、履修登録を行ったものの単位認定されなかった科目について、翌年度に再度、履修することです。なお、特例を除き、すでに単位を修得した科目を再び履修することはできません。再履修科目の場合は、受講人数のバランス等を考慮し、クラスを編成します。学生は、指定されたクラスで授業を受講してください。

## (3) 単位上限制度（履修登録の追加と取り消し）

本学では、適切な学修時間を確保するために、学期ごとに履修登録が可能な単位数合計の上限を原則20単位としています。（1年次のみ若干の例外を認めています。）しかし、直前の学期におけるGPA値（Grade Point Average）によっては、履修登録単位数を変更することが出来ます。GPAについてはp.33（6. 成績とGPA）を参照してください。

GPA値による登録可能単位数の上限は、次のとおりです。

GPA値	3.0未満	3.0以上3.5未満	3.5以上
登録可能単位数	20単位	22単位	24単位

なお、GPA値に応じた秋学期の追加履修登録に関しては、学生が自身の学修計画等により、追加の有無を決定することができます。ただし、あらかじめ秋学期の登録単位数を20単位より多く履修していた場合で、春学期のGPA値が3.0未満になった学生は、必ず履修登録の取り消しを行わなくてはなりません。

## (4) 対面授業の受講方法

学生は、授業開始時間前に教室に入り、授業を受ける準備をしてください。教室の座席は、授業担当教員の指示に従ってください。

本学の授業では、授業毎に毎回、出欠席の確認を行います。出欠席の確認方法は、アプリによるWeb出欠登録システムにより行い、授業形態によっては課題提出等により行う場合もあります。授業は、学生が毎回出席することを前提として計画されています。欠席が多くなると、授業の理解が難しくなり、学生自身が不利となることがあります。授業の理解を深め、確実に知識を身につけるためにも、授業には毎回出席してください。

また、学修支援システムとしてポータルサイトおよびクラウド型学習支援システム（例：Google Classroom）があります。両方とも授業の重要な情報を配信しますので、授業前後に必ず確認をしてください。システム上にある資料類は、十分な時間的余裕をもってダウンロードをしておきましょう。

## (5) 遠隔授業の受講方法

遠隔授業を受講する際には以下のルールを必ず守って下さい。

### 1. 全般を通して

- 1) 受講者の学籍番号、氏名、顔の画像は個人情報です。SNS等にアップするなど外部へ漏らすことを固く禁止します。
- 2) ダウンロードした授業動画や教材を他人に転送したり、SNS等にアップしたりすることを固く禁止します。

### 2. クラウド型学習支援システム（例：Google Classroom）の利用

- 1) リアルタイムのオンライン講義で使用する資料類は、十分な時間的余裕をもってダウンロードをしておきましょう。
- 2) オンデマンドの講義（動画等）は、授業時間以降に視聴することができます。ただし、視聴可能な期間を教員が設定していることもあります。学修のリズムを保つために、時間割に掲載されている時間内に視聴することを強く推奨します。

### 3. テレビ会議システム（例：Zoom）の利用

- 1) 授業の URL、ミーティング ID、パスワードを他人に知らせてはいけません。  
各自が、ポータルやクラウド型学習支援システム（例：Google Classroom）で確認し入室しましょう。
- 2) 入室前に参加者名を『学籍番号+氏名』とし、入室したら自分の参加者名が『学籍番号+氏名』になっていることを確認しましょう。
- 3) 入室後、学籍番号と氏名をチャットに記入しましょう（出席確認）。
- 4) リアルタイムの授業では、音声はミュート、ビデオはオンにして受講しましょう。  
※授業担当者から特別な指示があった場合は、この限りではありません。
- 5) 静穏な環境のなかで受講するよう、Wi-Fi 環境を整えるなど工夫しましょう。どうしても環境が整わない場合は、学内で PC を借りることもできます。

## (6) 既修得単位の認定

本学に入学する以前に他大学で履修した授業科目および修得した単位は、教授会の議を経て認定することがあります。既修得単位の認定を希望する場合は、事務部教務・学生課に申し出てください。

## (7) 編入学生の単位認定

本学では、編入学生の入学前既修得単位の認定について、原則として60単位を上限とし、包括して認定します。

また、専修学校の専門課程卒業者も短期大学卒業者と同等の扱いになりますが、学修歴により本学で履修科目等の指導を行います。

## 5. 授業科目の読み替え

教育課程（カリキュラム）は、入学時の内容が卒業まで適用されます。当該年度に履修した授業科目が不合格となり、単位修得できない場合は、原則次年度以降に再履修します。その授業科目が

当該年度に廃止されていた場合、この授業科目の代わりに、別の授業科目を履修し、単位を修得することで、廃止された授業科目の単位を修得したものと読み替えることがあります。授業科目の読み替えについては、『読替対応表』をポータルサイトにて参照してください。

## 6. 成績とGPA

### (1) 試験・レポート

各授業においては、授業担当者がシラバス内にて明記した方法で成績評価をします。

試験は、授業担当者の指示の下に厳正、厳粛、公正に行われるものです。不正行為または不正行為とみなされるような行為は厳に謹んでください。万が一不正行為が発覚した場合は、当該授業の単位が認められない他、学則第73条に基づいて厳しい処分を受けることとなります。

レポートや課題についても、他人の文章を安易に引用したり、コピー&ペースト（文章やデータなどを複写・複製し、それを別の場所へ転写・貼付する行為）したりすることは、不正行為とみなされる場合があります。引用・参考文献等を用いる場合は、必ず出典を明示してください。

なお、レポートや課題の提出方法については、授業担当教員の指示に従ってください。

### (2) ChatGPTをはじめとする生成系AIの利用について

ChatGPTなどの生成AIは便利なツールですが、その使用には注意する必要があります。大学でのよりよい学びのために適切に使用しましょう。

生成系AIのみを用いて課題レポート等を作成することは認められません。また、一部の利用であっても、剽窃（盗用）とみなされる場合があります。

生成系AIの利用については、授業内容の特性等も関係することから、担当教員の指示に従うようにしてください。特に、論文作成を含めて研究活動に伴う利用に関しては、研究倫理の観点からも指導教員に必ず確認してください。

### (3) 単位の修得

授業科目を履修登録し、授業への出席・参加、課題、レポート提出、試験等を総合的に判断して合格となった場合は、修得単位として認定されます。

ただし、授業の3分の1を超えて欠席した場合は、評価判定の対象外となり、単位の修得ができません。また、認定にあたっては、当該学期の学納金が完納されていなければなりません。

### (4) 追試験、再試験

#### 1. 追試験

感染症などやむを得ない理由（※）により期末試験を欠席した学生、および提出締切までにレポート、課題等が未提出の学生が、指定された期日までに「欠席届」及び事由を証明する書類（※）を提出した場合、その理由が正当であると判断されれば追試験を受けることができます。

※理由および証明書類：本人の病気・けが（医療機関の診断書・治癒証明書などを提出）、忌引き（3親等以内。葬儀案内状や会葬礼状の原本を提出）、交通機関遅延（当該交通機関が発行した遅延証明書を提出）、その他（大学が特別に認めた時）。

## 2. 再試験

期末試験の結果、または、レポート・課題等が60点に満たなかった学生は、再試験対象となる場合があります。再試験対象者となった場合は、成績表に「再試」と表記された科目について速やかに再試験の申し込みを行って下さい。再試験の日程及び申込方法等は、教務・学生課からポータルサイトにて周知されます。なお再試験を受験し、合格となった場合の評価は「C」となります。

### (5) 成績評価

授業科目の成績評価は、各授業担当教員が行い、下記のとおり「評価標記」で示されます。

評価標記	評 価	合 否	Grade Point
S	100点～90点	合 格	4
A	89点～80点	合 格	3
B	79点～70点	合 格	2
C	69点～60点	合 格	1
F	59点以下、または、 単位認定を受ける資格なし	不 合格	0

単位認定を受ける資格を得るためには、学則に規定する授業回数の3分の2以上の授業への出席が必要です。したがって、各科目とも、規定の全授業回数の3分の1を超えて欠席した場合は、単位認定を受ける資格が無くなり、当該学期に該当科目の単位は修得できません。

### (6) 成績通知

春学期の成績表は9月に、秋学期の成績表は3月にポータルサイトにて確認できます。また、保証人へ郵送します。ただし、当該学期の学費が未納の場合は単位認定されないため、成績は公開されません。

### (7) 成績評価質問票

成績発表とともに「成績評価質問票」をポータルサイトにて配付します。自身の成績評価に対して、質問、疑問がある場合は、「成績評価質問票」に必要事項を記入し、指定期日までに事務部教務・学生課へ提出してください。提出された「成績評価質問票」は、授業担当者が質問に答えた後、事務部教務・学生課を通して結果を学生に通知します。

### (8) GPA（科目成績平均値）制度

成績評価について、GPA（Grade Point Average）制度を設けています。GPAは、成績を5段階のGrade Pointで評価し（p.34の表を参照）、獲得ポイントの合計を履修登録した総単位数（※一部非対象、履修規程10参照）で割った、1単位あたりの成績の平均値です。本学では、GPA値を、次学期の履修登録単位数の上限値、奨学金採用者決定、必修ゼミ決定の際の選考等に利用しています。

### GPAの算出式

$$\text{GPA値} = \frac{4 \times \text{Sの修得単位数} + 3 \times \text{Aの修得単位数} + 2 \times \text{Bの修得単位数} + 1 \times \text{Cの修得単位数}}{\text{総履修登録単位数 (F (不合格) の単位数を含む) ※}}$$

GPA算出式の分母は、履修登録したすべての科目（※一部非対象、履修規程10参照）が対象となり、不合格科目や成績不良科目が多いとGPA値が低くなります。履修登録は慎重に行ってください。

### (9) GPA値による指導

ひとつの学期におけるGPA値が2.0未満である場合は、当該学生に対してアドバイザーが指導を行います。また、2.0未満の学期が2回連続した場合または通算3回となった場合は、学生および保証人に対してアドバイザーが指導を行います。さらに2.0未満の学期が3回連続した場合若しくは通算4回となった場合、または累積GPAのポイントが1.5未満の学期が2回連続した場合は、教授会の議を経て、本人および保証人に対し、学部長が在学について意思確認ならびに厳重注意を行います。

## 7. アドバイザー、オフィスアワー

本学では、学生のみなさんが有意義で充実した大学生活を送れるよう、アドバイザー制度を設けています。学生は1年次から4年次まで、必ずいずれかのゼミに所属し、所属するゼミの授業担当教員がアドバイザーとなります。アドバイザーは、履修相談の他、学修上の問題や友人関係など、学生生活全般にわたり指導・助言を行います。

また、学生からの質問や相談を受けるための時間をオフィスアワーといいます。本学では、全ての専任教員が週2コマ（180分）のオフィスアワーを設け、学生の相談を受けるために研究室に在室しています。年度初めに、教員のオフィスアワーの時間帯およびメールアドレスを掲示等によりお知らせします。質問や相談等がある学生は、メールなどで予約をとり、相談してください。

## 8. 授業アンケート

本学では、各学期に対象の授業について授業アンケート（「厚生による授業評価と授業改善のためのアンケート」）を実施しています。授業アンケートに記入された学生の意見は、今後の授業運営および計画における貴重な意見として役立てていきます。学生のみなさんは、積極的にアンケートに答えてください。

## 9. 卒業要件

- ①本学に4年以上在学し、所定科目につき合計124単位以上を修得することが卒業要件となります。卒業が認定された者には、「学士（幼児教育）」の学位が授与されます。

- ②留年した学生の卒業の時期は、学年の終了日です。ただし、春学期の終了日まで卒業要件を満たした場合は、卒業の時期を春学期の終了日とすることができます。

## 10. 卒業見込要件及び卒業見込証明書発行基準

下記の全てを満たしていること

- ・「専門研究ゼミⅡ（卒業研究の基礎）」（4年春）および「専門研究ゼミⅡ（卒業研究の完成）」（4年秋）を履修していること。
- ・卒業に必要な単位（124単位以上）を履修していること。

## 11. 幼稚園教諭一種免許状の取得

幼稚園に教諭として就職を希望する場合は、必ず幼稚園教諭の免許状を取得しなければなりません。幼稚園教諭の免許状は、教育職員免許法に規定されており、本学で取得できる幼稚園教諭の免許状は、「一種免許状」です。この免許状を取得するためには、免許状取得に必要な単位、すなわち、大学での授業の単位および教育実習の単位を修得しなければなりません。「教育実習」には履修条件があり、この条件を満たさない場合は、教育実習が中止・延期となります。このように免許状は、大学を卒業すれば自動的に取得できるものではなく、自分の意志で取得するものです。

### 【幼稚園教諭一種免許状取得見込証明書】

下記の全てを満たしていること

- ・卒業見込証明書の発行が可能な者。
- ・「教育実習」、「教育実習事前事後指導」、「保育・教職実践演習（幼）」を履修していること。

## 12. 保育士資格の取得

本学のこども教育学部幼児教育学科は、教員養成を主たる目的とする学科ですが、あわせて、「指定保育士養成施設」として指定を受けており、学生は保育士資格を取得することができます。

指定保育士養成施設である本学で学ぶ学生は、指定された科目を履修し、保育士資格取得に必要な単位を修得、あわせて、卒業に必要な単位を修得することになります。

本学が指定した科目については、科目一覧表（p.10～）に示してありますので、確認してください。

資格取得については、卒業後に住民票のある都道府県の知事に対し、申請書および必要書類の提出をしなければなりません。不備がないことが確認されると保育士登録簿に登録され、「保育士証」が交付されます。保育士証が交付されることで、「保育士」として仕事に就く事ができます。詳細については、4年次にガイダンスを行いますので必ず出席してください。

保育士資格は自動的に手に入るものではなく、自ら積極的に学ばなければ、必要な単位は修得できませんし、自らが理想とする保育者にはなれません。このことを頭に置いて、真面目に日々の学修に取り組んでください。

### 【指定保育士養成施設卒業見込証明書】

下記の全てを満たしていること

1. 卒業見込証明書の発行が可能なる者。
2. 「保育実習Ⅰ（保育所）」と「保育実習Ⅰ（保育所）事前事後指導」および「保育実習Ⅰ（施設）」と「保育実習Ⅰ（施設）事前事後指導」の単位を修得していること。
3. 「保育実習Ⅱ（保育所）」と「保育実習Ⅱ（保育所）事前事後指導」または「保育実習Ⅲ（施設）」と「保育実習Ⅲ（施設）事前事後指導」の単位を修得していること、または履修していること。

## 13. 認定ベビーシッター資格の取得

認定ベビーシッターは、公益社団法人全国保育サービス協会が認定する資格です。

本学は、公益社団法人全国保育サービス協会が指定する「認定ベビーシッター資格取得指定校」になっています。

資格を取得するためには、保育士資格取得に必要な科目単位の修得のほか、認定ベビーシッターに関する専門科目である「在宅保育論」（4年秋）の単位を修得し、協会に申請することにより資格を取得することができます。

なお、資格を取得するためには、所定の登録および認定証の交付手数料が必要です。詳細については、別途お知らせします。登録証の有効期間は、登録日から5年間で、再登録すれば期限なしで認定ベビーシッター資格を取得したことになります。

## 14. 准学校心理士資格の取得

准学校心理士は、「学校心理士」を目指す人のための資格で、幼稚園生活や学校生活における様々な問題に対して、子ども自身や子どもを取り巻く保護者や教師、学校に対して心理教育的援助サービスを行う「学校心理士」に準ずる資格です。最短3年間の実務経験を経て、「学校心理士」の受験資格が得られます。日本の学校教育法では、幼稚園は「学校」に含まれます。

本資格は一般社団法人学校心理士認定運営機構・日本学校心理士会が認定しており、本学は准学校心理士加盟校となっています。

資格を取得するためには幼稚園教諭1種免許状の取得、もしくは保育士資格取得及び「こども理解と教育相談」「特別支援教育概論」の単位修得が必要です。上記要件を満たし、協会に申請することにより資格を取得することができます。

なお、資格を取得するためには、所定の登録および認定証の交付手数料も必要です。詳細については、別途お知らせします。

## 15. 児童厚生一級指導員資格の取得

児童館・放課後児童クラブで指導的役割を担うとともに、地域関係機関との調整や連携にあたるソーシャルワーカーとして、地域における児童健全育成・子育て支援活動の推進に努める職員のための資格です。児童厚生一級指導員資格を取得するには、一般財団法人児童健全育成財団が認定する大学等で所定の課程を修了する必要があります。本学は財団より認定を受けており次の科目を開

講じています。各科目には履修条件があるため、計画的な履修が求められます。この科目を全て修得した後に、財団に申請することにより資格を取得することができます。

なお、資格を取得するためには、所定の登録及び認定証の交付手数料も必要です。詳細については、別途お知らせします。

**【児童厚生一級指導員資格取得に必要な科目】**

「児童館・放課後児童クラブの機能と運営（講義2単位）」、「児童館・放課後児童クラブの活動内容と指導法Ⅰ（講義・2単位）」、「児童館・放課後児童クラブの活動内容と指導法Ⅱ（講義・2単位）」、「保育実習Ⅲ（施設）（実習10日・2単位・ただし児童館での実習に限る）」、「保育実習Ⅲ（施設）事前事後指導（演習・1単位）」、「児童館実習（実習10日・2単位・事前事後指導含む）」

## 16. 宝仙マイスター制度について

宝仙マイスター制度とは、保育者としての専門的な知識・技術に加えて、もう1つの力をつけることができる本学独自の制度です。保育者としての専門的な知識や技術の上に、さらに能力を磨きたいと考える分野を選択し、設定されたカリキュラムに沿って単位等を修得していき、一定の条件を満たすことによってマイスター認定証が学長より授与されます。マイスター認定者は、履歴書に記載が出来ます。

選択できるマイスタープログラムは年度によって異なります。また、マイスタープログラムごとに設定されるカリキュラムおよび認定条件が異なります。詳しくはp.13<マイスター認定条件>および説明会で確認してください。

## 17. 体験学習

体験学習（保育の現場を知るⅠ．Ⅱ．Ⅲ．Ⅳ）は、2年次以降に実施される教育実習や保育実習の準備として、下表のような日程により実施されます。

	学 年		実習日程予定	実習園	説 明
①保育の現場を知るⅠ	1年	春学期	6月頃	宝仙学園幼稚園	見学実習
②保育の現場を知るⅡ		秋学期	11月頃	宝仙学園幼稚園	参加実習
③保育の現場を知るⅢ	2年	春学期	7月頃	保育所	観察実習・参加実習
④保育の現場を知るⅣ		秋学期	12月頃	児童養護施設等	観察実習・参加実習

保育現場の環境、子どもたちの遊びの様子や生活などを知るばかりでなく、体験学習は、常に子どもに関心を持ち、学内・外で自発的に観察する機会とし、保育現場の環境や子どもたちの遊びの様子や生活を知ることが目的です。

体験学習を機に、学内・外で自発的に子どもたちの様子を観察するなど、常に子どもに関心をもつようにしましょう。

## 18. 学外実習

学外実習は、免許・資格取得のために学外で行う授業のうち、「幼稚園」・「保育所を含む児童福祉施設」において、実習の形態で行われるものを指します。学外実習は科目化・単位化され、免許・資格取得のための他の科目同様に評価されます。加えて、学外実習の前には事前学習の授業が設けられており、実習参加の必須条件です。さらに、各実習科目には履修条件が設けられており、その条件を満たさない場合は、実習に参加できません。実習期間等、詳しくは2年秋学期に配布される「実習ハンドブック」を参照してください。

また、学外実習に必要な情報を得るための施設として、1号館2階に「実習・キャリアサポートセンター」が設けられています。実習・キャリアサポートセンターは、実習指導を行うための窓口であり、実習担当職員が常駐し、実習に関する様々な資料を揃えています。また、実習を行う園・施設との連絡窓口の役割を担っています。実習・キャリアサポートセンターの入り口の壁面には掲示板が備え付けられており、園・施設からの情報や呼び出しのための掲示が張り出されていますので、登下校時には、必ず確認をしてください。見落とした場合、呼び出しに応じない場合、自己に不利益なことが生じても、すべて自己責任となります。

学外実習を有意義なものにする機会や施設は設けられていますが、これらをどのように活用するのかは、すべて皆さん一人ひとりにかかっています。せっかくの学外実習を無駄にしないように、普段の学修を怠らないようにしましょう。

## 19. 実習の中止・辞退について

### (1) 実習の中止について

健康状態、提出物の提出状況、授業および事前指導への参加態度、その他実習委員会が実習の実施を困難と認める場合は、実習委員会の審議を経て授業担当教員の判断により、実習の派遣を中止する場合があります。詳しくは実習前に配布される「実習ハンドブック」を参照してください。

なお、4年間での資格取得が不可となる実習中止・辞退の場合、速やかに進路について実習・キャリアサポートセンターに相談してください。

### (2) 実習の辞退について

実習前、実習中は、原則として自己都合による実習の辞退は認められません。やむを得ない事情で辞退する場合には、実習担当教員と面談のうえ、大学に辞退届を提出してください。詳しくは実習前に配布される「実習ハンドブック」を参照してください。



# III

## 諸 規 則



## 第1章 総則

### (目的)

第1条 本学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、仏教精神に基づく人格の陶冶及び専門の学術を教授研究することにより、社会の発展に貢献し得る教養ある職業人を育成することを目的とする。

### (教育研究の点検及び評価)

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するために、本学における教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価に加え、本学の教育研究活動等の状況について、学校教育法施行令第40条に規定する期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けることとし、その結果を公表するものとする。

3 第1項の点検及び評価の項目並びに実施体制については、別に定める。

### (情報の開示)

第3条 本学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他の方法により積極的に情報を開示するものとする。

### (教育内容等の改善)

第4条 本学は、授業の内容及び方法等の改善を図ることを目的として、組織的な研修及び研究に努めるものとする。

### (名称)

第5条 本学は、こども教育宝仙大学（以下「本学」という。）と称する。

### (位置)

第6条 本学の位置は、東京都中野区中央2丁目33番26号とする。

## 第2章 学部、学科及び学生定員等

### (学部及び学科)

第7条 本学に次の学部及び学科を置く。

こども教育学部幼児教育学科

2 こども教育学部は、本学の目的に則り、こどもを対象とした教育に関する専門の学術を教授研究し、高次な倫理観、豊かな教養及び幅の広い専門知識を有する職業人を育成することを目的とする。

3 幼児教育学科は、本学及びこども教育学部の目的に則り、幼児を対象とした教育学・保育学を教授研究し、幼児に関わる教育又は保育に携わる専門の職業人を育成することを目的とする。

4 こども教育学部幼児教育学科の指定保育士養成施設として必要な事項は、別に定める。

(学生定員)

第8条 本学の学生定員は、次のとおりとする。

こども教育学部			
幼児教育学科	入学定員		100名
	編入学定員		—
	収容定員		400名

(図書館)

第9条 本学に図書館を置く。

2 図書館については、別に定める。

第3章 教職員の組織

(教職員)

第10条 本学に学長、教授、准教授、専任講師、助教、実習助手及び事務職員その他必要な職員を置く。

2 前項に規定するもののほか、副学長を置くことができる。

3 第1項に規定するもののほか、学長補佐を置くことができる。

4 第1項に規定するもののほか、非常勤講師を置くことができる。

5 第1項に規定するもののうち、教授及び准教授については任期を定めて任用する場合がある。その任期については別に定める。

6 第1項に規定するもののうち専任講師及び助教については任期制の職位とし、その任期については別に定める。

7 実習助手については別に定める。

(学長・副学長及び学長補佐)

第11条 学長は本学を統轄する。

2 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

3 副学長は、学長に事故あるとき又は欠けたときは、学長を代理し又は代行する。

4 学長補佐は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

(学部長)

第12条 本学のこども教育学部に学部長を置き、教授をもって充てる。学部長は学長を補佐し学部の学務を掌る。

(図書館長)

第13条 図書館に図書館長を置き、教授又は准教授をもって充てる。図書館長は、図書館の管理運営を掌る。

(事務組織)

第14条 本学に事務組織として事務部を置く。

(事務部長)

第15条 事務部に事務部長を置く。事務部長は学長を補佐し、事務部をつかさどる。

(厚生補導)

第16条 学生の厚生補導を行うため、専任の職員を置く。

## 第4章 大学運営会議及び教授会

### (運営会議)

第17条 本学の重要事項を審議するため、大学運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。なお、運営会議は、学部置く教授会の上位機関として位置づける。

- 2 運営会議は学長、学部長、教務委員長、学生厚生委員長、図書館長、事務部長及び学長が指名する教職員をもって構成し、学長が議長となる。
- 3 副学長が置かれるときは、副学長は運営会議の構成員となる。
- 4 学長補佐が置かれるときは、学長補佐は運営会議の構成員となる。
- 5 運営会議は、学長の諮問に基づき次の事項を審議する。
  - (1) 大学運営に必要な連絡調整に関すること
  - (2) 学則その他重要な規則の制定改廃に関すること
  - (3) 学部、学科その他重要な組織、施設等の設置及び改廃に関すること
  - (4) 教員人事に関すること
  - (5) 教育研究活動の点検・評価に関すること
  - (6) 学生の定員に関すること
  - (7) その他理事長及び学長の諮問事項に関すること
- 6 本条に規定するもののほか、運営会議に関して必要な事項は、別に定める。

### (教授会)

第18条 本学の学部、に、教授会を置く。

- 2 教授会は、教授、准教授、専任講師及び助教をもって構成し、学部長が議長となる。
- 3 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
  - (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関すること
  - (2) 学位の授与に関すること
- 4 教授会は、次に掲げる事項について審議する。
  - (1) 学部運営に関する重要な規則等の制定及び改廃に関すること
  - (2) 学部、学科その他の組織、施設等の設置及び改廃に係る基本的事項に関すること
  - (3) 教育課程の編成、授業及び行事に関すること
  - (4) 学生の指導、厚生、賞罰及び身分に関すること
  - (5) 前四号に規定するもののほか学長及び学部長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる
- 5 本条に規定するもののほか、教授会に関して必要な事項は、別に定める。

## 第5章 修業年限、学年、学期及び休業日

### (修業年限及び在学年限)

第19条 本学の修業年限は4年とする。

- 2 在学年限は、8年を超えることはできない。ただし、第30条、第32条及び第33条の規定により入学した学生は、その者の在学すべき年数の2倍を超えて在学することはできない。

### (学 年)

第20条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

**(学 期)**

第21条 学年を分けて、次の2学期とする。

春学期 4月1日から9月14日まで

秋学期 9月15日から翌年3月31日まで

**(休業日)**

第22条 授業を行わない日（以下「休業日」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (2) 本学の開学記念日 10月31日
- (3) 学園が必要と認める日
- (4) 夏季休業日
- (5) 冬季休業日
- (6) 春季休業日

2 前項第4号以下の休業日は、年度のはじめまでに学長が定める。

3 必要がある場合は、学長は、前項の休業日を臨時に変更することができる。

4 第1項に規定するもののほか、学長は臨時の休業日を定めることができる。

**(休業日の授業実施)**

第23条 教育上特に必要がある場合は、学長は、前条各項に規定する休業日に臨時に集中授業、実習等の授業を行う日を定めることができる。

**第6章 入学、退学、休学及び留学等****(入学の時期)**

第24条 入学の時期は、学年の始めとする。

**(入学資格)**

第25条 本学に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常課程による12年の課程を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧大学入学資格検定規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (7) その他本学において、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で18歳に達した者

**(入学の出願)**

第26条 本学への入学を志願する者は、入学志願票に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて出願しなければならない。

**(入学者の選考)**

第27条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

### (入学手続きおよび入学の許可)

第28条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに誓約書、保証書、身上調書及びその他所定の書類を提出するとともに、所定の入学金を納入しなければならない。

2 学長は、前項の手続きを完了した者に入学を許可する。

### (保証人)

第29条 前条保証書における保証人は、学生の父母又はこれに代わる者で、保証書に定める極度額の範囲で責任を負うものとする。

2 保証人は転居及び転籍等があったときは、直ちに届け出なければならない。

### (転入学・編入学)

第30条 他の大学又は短期大学（以下、「大学等」という。）から第2年次以上の転入学又は編入学を志願する者に対して、正当な理由があると認められた場合には、欠員のある場合に限り選考の上、入学を許可することがある。

2 編入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者

(2) その他法令により大学への編入学が認められている者

3 第1項の規定により入学を許可された者のすでに履修した授業科目及び修得した単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

### (外国人留学生等の入学)

第31条 外国人で、大学において教育を受ける目的を持って入国し本学に入学（研究生、委託生及び科目等履修生として入学する場合を除く。）を志願する者がいるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関して必要な事項は、別に定める。

3 第1項の規定にかかわらず、本学と外国の大学との協定に基づき本学に入学を志願する者がいるときは、当該協定に基づき、外国人協定留学生として入学を許可するものとする。

4 前項の外国人協定留学生については、第19条、第24条、第43条及び第54条から第58条までを除き、この学則の規定を準用する。

### (学士入学)

第32条 他の大学を卒業しさらに本学への入学を志願する者がいるときは、欠員のある場合に限り選考の上、入学を許可することがある。

2 前項の規定により入学を許可された者のすでに履修した授業科目及び修得した単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

### (再入学)

第33条 本学を退学した者が、退学した日から2年以内に再入学を志願する場合は、選考の上、入学を許可することがある。ただし、第40条の規定により除籍された者又は第74条第2項の規定により退学に処せられた者を除く。

2 前項の規定により入学を許可された者のすでに履修した授業科目及び修得した単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

### (他の大学への入学)

第34条 本学の学生が他の大学に入学するときは、あらかじめ退学しなければならない。

### (休学)

第35条 疾病その他やむを得ない事情により3か月以上修業を休止しようとする者については、学長が1年以内に限り休学を許可することがある。

2 疾病のため修学することが適当でない認められる者については、学長が休学を命ずることができる。

3 休学の許可を受けようとする者は、保証人連署をもって学長に願い出なければならない。

4 第1項の規定にかかわらず特別の事由があるものと認めるときは、更に1年以内に限り休学を許可することがある。

5 休学期間は、通算して4年を超えることができない。

6 休学期間は、第19条第2項に規定する在学年限に算入しない。

#### (留 学)

第36条 本学の学生が外国の大学に留学するときは、あらかじめ保証人連署をもって願い出て、学長の許可を得なければならない。

2 留学の取扱いに関して必要な事項は、別に定める。

#### (復 学)

第37条 休学又は留学中の学生が復学しようとするときは、遅滞なく保証人連署をもって願い出て、学長の許可を得なければならない。

#### (退 学)

第38条 退学をしようとする者は、学生証を返還の上、保証人連署をもって願い出て学長の許可を得なければならない。

#### (転 学)

第39条 本学の学生で他の大学に転学を希望する者は、学生証を返還の上、保証人連署をもって願い出て、学長の許可を受けなければならない。

#### (除 籍)

第40条 次の各号のいずれかに該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。

- (1) 第19条第2項に定める在学年限を超えた者
- (2) 第35条第1項、第4項及び第5項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者
- (3) 正当の理由なく諸納付金の滞納が3か月以上にわたる者
- (4) 長期間にわたり行方不明の者

## 第7章 教育課程及び履修方法等

### (教育課程の編成方針)

第41条 本学の教育上の目標を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成する。

2 教育課程の編成に当たっては、専門の学芸を教授するとともに、豊かな教養と総合的判断力を培い、高い倫理観を持った人間性を涵養するよう配慮する。

### (授業期間)

第42条 学年の授業期間は、35週とし、各授業科目は、当該学期において15週以上とする。

### (授業科目)

第43条 本学において開設する授業科目、授業科目の種類及び単位数は、別表1のとおりとする。

2 各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、各年次に配当して編成する。ただし、自

由科目の単位数は、卒業に必要な単位数に算入しない。

3 各授業科目の履修の要件は、別に定める。

#### (単位の計算方法)

第44条 各授業科目の単位数の算定は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。

ただし、特に必要とする場合には30時間の授業をもって1単位とする。

(2) 外国語に関する授業科目については、30時間の授業をもって1単位とする。

(3) 実験及び実習並びに音楽及び体育の実技に係る授業については、30時間の授業をもって1単位とする。

ただし、特に必要とする場合には45時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、必要な学修の成果をもって単位数を定めることができる。

#### (授業の方法)

第45条 授業は、講義、演習、実験、実習又は実技のいずれかにより若しくはこれらを併用して行うものとする。

2 文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所において履修させることができる。

3 第1項の授業を外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所において履修させる場合についても同様とする。

4 第2項及び第3項に規定する方法により修得する単位数は、あわせて60単位を超えないものとする。

#### (他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第46条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学（以下、「大学等」という。）との協議に基づき、学生に当該他大学等の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について、教授会の議に基づき、60単位を限度として卒業に必要な単位として認定することができる。

3 第1項による履修及び前項による単位の認定は、学生が外国の大学等に留学する場合、外国の大学等が行う通信教育による授業科目を我が国において履修した場合又は外国の大学等の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合に準用する。

#### (大学以外の教育施設等における学修)

第47条 教育上有益と認めるときは、他の短期大学又は高等専門学校の専攻科その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなして単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第2項及び第3項により本学において修得したとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

#### (入学前の既修得単位等の認定)

第48条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学等（外国の大学等を含む。）に

において修得した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 教育上有益と認めるときは、前項に規定する学修を本学における授業科目の履修とみなして単位を与えることができる。
- 3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、第30条、第32条及び第33条に規定する入学の場合を除き、本学において修得した単位以外については、第46条第2項及び第3項並びに前条第1項及び第2項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。ただし、単位を修得した機関において指定保育士養成施設の必修科目及び選択必修科目として修得した単位については、あわせて30単位を超えないものとし、指定保育士養成施設の教養科目として修得した単位については、30単位を超えないものとする。

#### （本学以外での履修の許可）

第49条 本学の学生が第46条又は第47条に規定する本学以外での履修を希望するとき、教授会の議に基づき学長の許可を得なければならない。

#### （履修登録単位数の上限）

第50条 学生が各学期において適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として修得すべき単位数について、1学期に履修登録できる単位数の上限を定めるものとする。

- 2 前項に規定する単位数の上限は、別に定める。
- 3 所定の単位を優秀な成績をもって修得した学生については、前項に規定する上限を超えて履修登録を認めることができる。
- 4 前項に規定する履修登録については、別に定める。

#### （単位修得の認定資格）

第51条 第43条の規定に基づく別表1に掲げられた各授業科目の授業時数に対し3分の1を超える欠科をした場合は、その授業科目について単位修得の認定資格を失う。

#### （単位の授与）

第52条 授業科目を履修し、課題提出、テストその他を総合評価して合格と認定された者に対し、所定の単位を授与する。

#### （成績評価）

第53条 授業科目の成績評価は、S（100点～90点）、A（89点～80点）、B（79点～70点）、C（69点～60点）及びF（59点以下）の5段階とし、S、A、B及びCを合格、Fを不合格とする。

- 2 学業成績を総合的に判断する指標として、評定平均値（Grade Point Average。以下「GPA」という。）を用いる。
- 3 GPAは、授業科目の成績評価について、Sに4.0、Aに3.0、Bに2.0、Cに1.0、Fに0を評価点として与え、各授業科目の評価点にその単位数を乗じて得た積の合計を、授業科目の総履修登録単位数で除して算出する。

## 第8章 卒業及び学位等

### （卒業の要件）

第54条 本学に4年以上在学し、別表1に定める卒業に必要な授業科目を履修して単位を修得し、合計124単位以上を修得することを卒業の要件とする。

### （卒業の時期）

第55条 卒業の時期は、学年の終了日とする。ただし、春学期の終了日まで前条に規定する卒業の要件を充足した場合は、卒業の時期を春学期の終了日とすることができる。

**(卒業の認定及び学位の授与)**

第56条 第54条に規定する卒業の要件を充足した者については、教授会の議を経て学長が卒業を認定する。

- 2 学長は、卒業を認定した者に対して、次のとおり学士の学位を授与し、学位記を交付する。  
こども教育学部幼児教育学科 学士（幼児教育）
- 3 学位に関して必要な事項は、本学学位規則の定めるところによる。

**(資格の取得)**

第57条 本学において取得することができる免許状及び資格は、次のとおりとする。

学 科 名	免許状及び資格の種類
幼児教育学科	幼稚園教諭1種免許状、保育士資格、児童厚生一級指導員資格

- 2 幼児教育学科に在学し、幼稚園教諭1種免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則の規定するところにより、別表1の中から所定の科目を履修しなければならない。
- 3 幼児教育学科に在学し、保育士資格を取得しようとする者は、児童福祉法及び同法施行規則の規定するところにより、別表1の中から所定の科目を履修しなければならない。
- 4 幼児教育学科に在学し、児童厚生一級指導員資格を取得しようとする者は、一般財団法人児童健全育成推進財団の規定するところにより、別表1の中から所定の科目を履修しなければならない。
- 5 幼稚園教諭1種免許状、保育士資格及び児童厚生一級指導員資格取得に関して必要な事項は、別に定める。

**第9章 入学検定料、入学金、授業料その他の費用等**

**(納付金)**

第58条 本学の入学検定料、入学金、授業料その他の費用の金額は、別表2のとおりとする。ただし、実習その他に関する費用の金額、委託徴収諸会費、証明書手数料は、別に定める。

- 2 前項の規定にかかわらず、納付金の一部について減額又は免除する場合がある。減免の対象者、減免する納付金等の種類及び減免額は、別に定める。

**(退学、除籍及び停学の場合)**

第59条 学期の途中で退学し、又は除籍された者の当該学期分の授業料、教育充実費（以下「授業料等」という。）は、徴収する。

- 2 停学期間中の授業料等は、徴収する。

**(休学及び留学の場合)**

第60条 学期の開始期までに休学若しくは留学を許可された者又は休学を命ぜられた者は、当該学期分授業料の4分の1を在籍料として納入しなければならない。ただし、施設維持費及びその他の学納金については免除する。

- 2 学期の中途において休学若しくは留学を許可された者又は休学を命ぜられた者は、その期の授業料及び施設維持費等を納入しなければならない。

**(復学の場合)**

第61条 学期の中途において復学した者は、当該学期分の授業料、施設維持費及びその他の学納金を、

復学した月に納入しなければならない。ただし、その期に納入された在籍料は、授業料の一部として充当するものとする。

#### (授業料その他の費用の不返還)

第62条 既に納入した授業料その他の費用は、原則として返還しない。ただし、入学手続を完了した者で所定の期日以内に入学辞退届を提出し、本学が受理した者に限り入学金を除く納付金を返還する。

#### (授業料等の納入期)

第63条 授業料等は、春学期及び秋学期の2期に分け、所定の期日までに納入しなければならない。ただし、特別の事情があると認められる者は、分納又は延納を認めることがある。

### 第10章 研究生、委託生、科目等履修生及び特別聴講学生

#### (研究生)

第64条 本学において特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、適切な理由がありかつ教育研究に支障のない限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

#### (委託生)

第65条 特定の機関又は団体等から研修事項又は研修授業科目を定めて、その所属職員を本学に委託する願い出があるときは、教育研究に支障のない限り、選考の上、委託生として入学を許可することがある。

#### (科目等履修生)

第66条 本学学生以外の者から、一又は複数の授業科目を履修し単位を修得することを志願する者があるときは、本学の教育に支障のない限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

#### (特別聴講学生)

第67条 他の大学等との協定に基づき、当該大学等の学生が本学において特定の授業科目を履修し単位を修得しようとする者があるときは、特別聴講学生として履修を許可するものとする。

#### (納付金)

第68条 研究生、委託生及び科目等履修生の納付金の額は、別表3に定める。

2 特別聴講学生の聴講料は、第67条に規定する協定による。

#### (研究生等の規程)

第69条 研究生、委託生、科目等履修生及び特別聴講学生については、第19条、第24条、第43条及び第54条から第58条までを除き、この学則の規定を準用する。

2 本章に規定するもののほか、研究生、委託生、科目等履修生及び特別聴講学生に関して必要な事項は、別に定める。

### 第11章 公開講座及び講習会等

#### (公開講座及び講習会等)

第70条 本学は、社会人の教養と文化の向上及び社会の発展に貢献するため、公開講座及び講習会等を開催することができる。

### 第12章 厚生施設

#### (保健室)

第71条 本学に、学生及び教職員の保健室を置く。

2 保健室については別に定める。

### 第13章 賞罰

(表彰)

第72条 本学の学生で、人物、学業が優秀な者又は他の模範となる行為をした者は、学長が教授会及び運営会議の議を経て表彰することができる。

(懲戒等)

第73条 本学の学生で、その本分に反する行為があった者は、学長が教授会及び運営会議の議を経て懲戒する。

2 校有物を毀損し、又は亡失したときは、現金又は現品をもって賠償させるほか、情状により懲戒する。

(罰則)

第74条 懲戒は訓告、停学及び退学とする。

2 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する学生に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなく出席不良の者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

### 第14章 改正

(改正)

第75条 本学則の改正は、運営会議の議を経なければならない。

附 則 (規則番号第156号)

この学則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第8条に規定する収容定員は、第8条の規定にかかわらず平成21年度から平成23年度まで次表のとおりとする。

年度	収容定員
平成21年度	100名
平成22年度	200名
平成23年度	300名

附 則 (規則番号第234号)

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この改正は、平成22年度入学生から適用する。

附 則 (規則番号第269号)

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この改正は、平成23年度入学生から適用する。

附 則 (規則番号第304号)

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この改正は、平成25年度入学生から適用する。

附 則 (規則番号第335号)

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この改正は、平成27年度入学生から適用する。ただし、「在宅保育論」については、平成24年度入学生より履修できるものとする。

**附 則（規則番号第361号）**

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この改正は、平成28年度入学生から適用する。

**附 則（規則番号第380号）**

- 1 この学則は、平成28年7月22日から施行する。
- 2 この改正は、平成29年度入学生から適用する。

**附 則（規則番号第419号）**

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この改正は、平成31年度入学生から適用する。ただし、「こども食育実践論」及び「身体遊び実践論」については、平成30年度入学生より履修できるものとする。

**附 則（規則番号第442号）**

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この改正は、令和2年度在学学生から適用する。ただし、「地域文化体験」及び「国外保育体験」については、令和元年度入学生より履修できるものとする。

**附 則（規則番号第494号）**

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この改正は、令和4年度入学生から適用する。

**附 則（規則番号第512号）**

- 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この改正は、令和5年度入学生から適用する。ただし、「保育実践フィールドワーク」については令和2年度入学生から、「海外保育事前学習（英語）Ⅰ」及び「海外保育事前学習（英語）Ⅱ」については令和4年度入学生から履修できるものとする。

**附 則（令和5年11月24日規則番号第532号）**

- 1 この学則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この改正は、令和7年度入学生から適用する。ただし、「表現実践フィールドワーク」、「子育て支援フィールドワーク」については令和4年度入学生から履修できるものとする。

**附 則（令和7年4月1日規則番号第553号）**

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この改正は、令和7年度入学生から適用する。

**附 則（令和7年4月15日規則番号第577号）**

この附則は、令和7年7月1日から施行する。

別表1 (第43条関係)

(数字は単位数)

領域区分	科目名	必修	選択	備考
総合基礎領域	宝仙の歴史	1		
	宝仙の教育	1		
	仏教概論	2		
	ブッダの教えとこども		2	
	人間形成論		2	
	こども心理学		2	
	現代の倫理と宗教		2	
	多文化理解		2	
	日本国憲法		2	
	職業と社会		2	
	こどもと親のストレスマネジメント		2	
	情報リテラシー		2	
	食育と現代社会		2	
	保育とSDGs		2	
	健康スポーツ理論	1		
	健康スポーツ実技	1		
	英語(初級)	1		
	英語(中級)	1		
	英語コミュニケーション(初級)	1		「英語コミュニケーション(初級)」 「英語コミュニケーション(中級)」 2単位または「基礎中国語(入門)」 「基礎中国語(初級)」2単位のいずれか選択必修
	英語コミュニケーション(中級)	1		「英語コミュニケーション(初級)」 「英語コミュニケーション(中級)」 2単位または「基礎中国語(入門)」 「基礎中国語(初級)」2単位のいずれか選択必修
	実践英語(初級)		1	
実践英語(上級)		1		
基礎中国語(入門)	1		「英語コミュニケーション(初級)」 「英語コミュニケーション(中級)」 2単位または「基礎中国語(入門)」 「基礎中国語(初級)」2単位のいずれか選択必修	
基礎中国語(初級)	1		「英語コミュニケーション(初級)」 「英語コミュニケーション(中級)」 2単位または「基礎中国語(入門)」 「基礎中国語(初級)」2単位のいずれか選択必修	
中国語コミュニケーション(入門)		1		

領域区分	科目名	必修	選択	備考
総合基礎領域	中国語コミュニケーション(初級)		1	
	情報処理演習(基礎)	2		
	情報処理演習(応用)	2		
	情報メディア演習		2	
	プレゼンテーション演習		2	
	基礎ゼミ(学問への誘い)	2		
	基礎ゼミ(学問に触れる)	2		
	音楽実技Ⅰ		1	
	音楽実技Ⅱ		1	
	保育実践論Ⅰ		2	
	保育実践論Ⅱ		2	
	保育実践論Ⅲ		2	
	保育実践論Ⅳ		2	
	地域文化体験		2	
	国外保育体験		2	
	海外保育事前学習(英語)Ⅰ		2	
	海外保育事前学習(英語)Ⅱ		2	
	造形入門		2	
インターンシップ		2		
総合専門領域 幼児教育基礎科目群	教育原理	2		
	教育制度論		2	
	教職・保育職概論	2		
	保育カリキュラム論		2	
	発達心理学		2	
	こどもの理解と援助		1	
	特別支援教育概論		2	
	保育の現場を知るⅠ	2		
	保育の現場を知るⅡ	2		
	保育の現場を知るⅢ	2		
保育の現場を知るⅣ	2			
総合専門領域 幼児教育応用科目群	ことばとコミュニケーション		2	
	音楽と表現Ⅰ		1	
	音楽と表現Ⅱ		1	
	造形と表現		1	
	身体と表現		1	
	保育内容総論		2	
	保育内容(環境)		2	
	保育内容(人間関係)		2	
	保育内容(健康)		2	
保育内容(表現)		2		

領域区分	科目名	必修	選択	備考
総合専門領域 幼児教育応用科目群	保育内容(言葉)		2	
	保育内容の指導法Ⅰ		2	
	保育内容の指導法Ⅱ		2	
	保育方法論		2	
	こども理解と教育相談		2	
	こども英語指導法		2	
	保育実践演習Ⅰ	2		
	保育実践演習Ⅱ	2		
総合専門領域 幼児教育発展科目群	教育実習		4	
	教育実習事前事後指導		1	
	保育・教職実践演習(幼)		2	
	専門研究ゼミⅠ(講読と発表)	2		
	専門研究ゼミⅠ(調査と発表)	2		
	専門研究ゼミⅡ(卒業研究の基礎)	2		
	専門研究ゼミⅡ(卒業研究の完成)	2		
	こども食育実践論		2	
	身体遊び実践論		2	
	保育実践フィールドワーク		2	
表現実践フィールドワーク		2		
総合専門領域 幼児教育関連科目群	保育原理(意義と本質)	2		
	保育原理(保育ニーズの多様化)		2	
	社会福祉		2	
	こども家庭福祉		2	
	保育相談支援		1	
	こどもの保健		2	
	こどもの健康と安全		1	
	こどもの食と栄養(健康と食生活)		1	
	こどもの食と栄養(発達と食生活)		1	
	社会的養護Ⅰ		2	
	家庭支援論		2	
	社会的養護Ⅱ		1	
	乳児保育Ⅰ		2	
	乳児保育Ⅱ		1	
	障害児保育演習(理念と援助)		1	
	障害児保育演習(現状と課題)		1	
	子育て支援論		2	
	子育て支援カウンセリング		2	
	子育て支援フィールドワーク		2	
	児童文化		2	
絵本と児童文学		2		

領域区分	科目名	必修	選択	備考
総合専門領域 幼児教育関連科目群	リトミック		2	
	障害児の発達理解		2	
	在宅保育論		2	
	歌遊び		2	
	音楽遊び		2	
	保育実習Ⅰ（保育所）		2	
	保育実習Ⅰ（施設）		2	
	保育実習Ⅰ（保育所）事前事後指導		1	
	保育実習Ⅰ（施設）事前事後指導		1	
	保育実習Ⅱ（保育所）		2	
	保育実習Ⅱ（保育所）事前事後指導		1	
	保育実習Ⅲ（施設）		2	
	保育実習Ⅲ（施設）事前事後指導		1	
	児童館・放課後児童クラブの機能と運営		2	
	児童館・放課後児童クラブの活動内容と指導法Ⅰ		2	
	児童館・放課後児童クラブの活動内容と指導法Ⅱ		2	
	児童館実習		2	
	児童館・放課後児童クラブの活動内容と指導法Ⅱ		2	
児童館実習		2		

卒業の要件として、次の各号の単位をすべて修得し合計124単位以上の修得を要する。

- 1 総合基礎領域から必修科目16単位及び選択必修科目2単位
- 2 総合専門領域幼児教育基礎科目群から必修科目12単位
- 3 総合専門領域幼児教育応用科目群から必修科目4単位
- 4 総合専門領域幼児教育発展科目群から必修科目8単位
- 5 総合専門領域幼児教育関連科目群から必修科目2単位

注1 本学則第44条第1号ただし書きに規定する科目は次のとおりとする。

「こどもの理解と援助」（1単位）、「音楽と表現Ⅰ」（1単位）、「音楽と表現Ⅱ」（1単位）、「造形と表現」（1単位）、「身体と表現」（1単位）、「保育相談支援（1単位）」、「こどもの健康と安全」（1単位）、「こどもの食と栄養（健康と食生活）」（1単位）、「こどもの食と栄養（発達と食生活）」（1単位）、「社会的養護Ⅱ」（1単位）、「乳児保育Ⅱ」（1単位）、「障害児保育演習（理念と援助）」（1単位）、「障害児保育演習（現状と課題）」（1単位）、「保育実習Ⅰ（保育所）事前事後指導」（1単位）、「保育実習Ⅰ（施設）事前事後指導」（1単位）、「保育実習Ⅱ（保育所）事前事後指導」（1単位）、「保育実習Ⅲ（施設）事前事後指導」（1単位）

注2 本学則第44条第3号ただし書きに規定する科目は次のとおりとする。

「教育実習」（4単位）、「保育実習Ⅰ（保育所）」（2単位）、「保育実習Ⅰ（施設）」（2単位）、「保育実習Ⅱ（保育所）」（2単位）、「保育実習Ⅲ（施設）」（2単位）

別表2（第58条関係）

入学検定料（一般入試、推薦入学、AO入学）	30,000円
入学検定料（センター試験利用入試）	15,000円
入学金	300,000円
授業料（年額）	800,000円
施設維持費（年額）	300,000円
教育充実費（図書、保健、行事、ゼミ活動費）（年額）	70,000円

注 入学検定料については、この表の規定にかかわらず同一年度において2回以上納入する場合は、センター試験利用入試を除き、本人の申し出に基づき2回目以降に納入する入学検定料からそれぞれ15,000円を減額する。

注2 令和7年度入学生までは、別表2の入学金、授業料、施設維持費を適用する。

別表2-2（第58条関係）

入学検定料（一般選抜、学校推薦型選抜、総合型選抜）	30,000円
入学検定料（大学入学共通テスト利用選抜）	15,000円
入学金	200,000円
授業料（年額）	840,000円
施設維持費（年額）	360,000円
教育充実費（図書、保健、行事、ゼミ活動費）（年額）	70,000円

注 入学検定料については、この表の規定にかかわらず同一年度において2回以上納入する場合は、大学入学共通テスト利用選抜を除き、本人の申し出に基づき2回目以降に納入する入学検定料からそれぞれ15,000円を減額する。

注2 令和8年度入学生からは、別表2-2の入学金、授業料、施設維持費を適用する。

別表3（第68条関係）

## 研究生

入学検定料	30,000円
登録料	10,000円
授業料（年額）	400,000円

## 委託生

登録料	10,000円
研修料（年額）	400,000円

## 科目等履修生

入学検定料	30,000円
登録料	10,000円
授業料（1単位につき）	30,000円

こども教育宝仙大学こども教育学部幼児教育学科の履修に関して必要な事項は、学則に定めるもののほかは、この規程によるものとする。

教育職員免許状（幼稚園教諭一種）、保育士資格及び児童厚生一級指導員資格の取得に関しては、別に定める教職課程履修規程、保育士養成課程履修規程及び児童厚生員養成課程履修規程によるものとする。

## 1 コース

幼児教育学科に次のコースを置き、各コースへの所属は所定の手続きを経て2年次秋学期に決定する。

保育コース

こども心理コース

保育留学コース

## 2 授業科目、単位数、配当年次・学期

開設する授業科目、単位数及び配当年次は、別表1のとおりとする。ただし、こども教育宝仙大学学生国外保育留学規程に基づく保育留学生（その予定者を含む）及び編入・転入学生が履修する授業科目の配当年次については、教授会の意見を聴き、学長が決定する。

## 3 必修科目、選択科目及び自由科目

授業科目を必修科目、選択必修科目、選択科目及び自由科目に分け、各年次と学期に配当して編成する。ただし、自由科目の単位数は、卒業に必要な単位数に算入しない。現在自由科目は配置されていない。

## 4 授業科目の区分

授業科目は、次の各号のとおり区分される。

(1) 授業の形態等から……講義科目、ゼミ・演習科目、実技・実習科目

ゼミ・演習科目、実技・実習科目は後述するように履修クラスが少人数で編成される。学生は、指定された履修クラスで授業を履修しなければならない。

(2) 授業の内容から……総合基礎領域

総合専門領域

幼児教育基礎科目群

幼児教育応用科目群

幼児教育発展科目群

幼児教育関連科目群

各領域・科目群ごとに必修科目、選択必修科目が定められている。後述する卒業の要件を参照すること。

## 5 学期

授業科目は学期ごとに開講され、開講される学期が指定される。本学の学期は、春学期（4月～9月中旬）と秋学期（9月中旬～3月）の2学期制とする。

## 6 履修登録

学生は、4月にその年度の各学期に履修する授業科目を登録する（以下「履修登録」という。）。ただし、実習関連科目は除く。授業科目は、履修登録することによって成績評価の対象となる。履修登録していない授業科目の授業に出席しても単位を修得することはできない。

## 7 単位修得

当該科目を履修し、課題提出、試験その他の総合評価により合格となった者の単位は、修得単位として認定される。

ただし、認定にあたっては、当該学期の学納金が完納されていなければならない。

## 8 単位修得の認定資格

別表1に規定する各授業科目の授業時数に対し3分の1を超える欠科をした場合は、その授業科目について単位修得の認定資格を失う。

## 9 成績評価

授業科目の成績評価は、S（100点～90点）、A（89点～80点）、B（79点～70点）、C（69点～60点）及びF（59点以下）の5段階とし、S、A、B及びCを合格、Fを不合格とする。

## 10 GPA

学業成績を総合的に判断する指標として、評定平均値（Grade Point Average。以下「GPA」という。）を用いる。

GPAは、授業科目の成績評価について、Sに4.0、Aに3.0、Bに2.0、Cに1.0、Fに0を評価点として与え、各授業科目の評価点にその単位数を乗じて得た積の合計を、授業科目（「教育実習」、「教育実習事前事後指導」、「保育実習Ⅰ（保育所）」、「保育実習Ⅰ（施設）」、「保育実習Ⅰ（保育所）事前事後指導」、「保育実習Ⅰ（施設）事前事後指導」、「保育実習Ⅱ（保育所）」、「保育実習Ⅱ（保育所）事前事後指導」、「保育実習Ⅲ（施設）」、「保育実習Ⅲ（施設）事前事後指導」、「地域文化体験」、「国外保育体験」、「海外保育事前学習（英語）Ⅰ」及び「海外保育事前学習（英語）Ⅱ」を除く。）の総履修登録単位数で除して算出する。

## 11 アドバイザー

1年次から4年次まで必修を課しているゼミ科目において、担当の専任教員がゼミに所属する学生のアドバイザーとなり、履修相談などを行う。各回の授業の前後において、常時指導・助言を行う。そのための助言に要する時間としては、毎週授業2コマ分に相当する時間をオフィスアワーとして設定し、年度当初に学生便覧、研究室入口及び掲示板への掲示により通知する。その際、教員のメールアドレスを明記し、メールにより相談の予約をすることができる。

## 12 履修登録の単位数の上限

- (1) 授業科目の履修に際しては、学期ごとに履修単位数に20単位（1年次の春学期のみ若干の例外を認める）の上限を設けて、適切な学修時間を確保する。また、直前の学期におけるGPA（Grade Point Average）のポイントが3.5以上であった場合は、次学期に24単位までの履修を認める。同様に、3.0以上であれば22単位までの履修を認める。また、直前の学期におけるGPAのポイントが3.0未満であった場合は、次学期の履修を20単位以下とする。ただし、GPA算出における除外授業科目は含めない。
- (2) こども教育宝仙大学学生国外保育留学規程に基づく保育留学生（その予定者を含む）が履修できる学期ごとの単位数上限については、教授会の意見を聴き、学長が決定する。
- (3) 編入・転入学生が履修できる学期ごとの単位数上限については、教授会の意見を聴き、学長が

決定する。

### 13 GPAのポイントによる履修指導

ひとつの学期におけるGPAのポイントが2.0未満であった場合は、学生に対してアドバイザーによる注意と指導を行う。2.0未満の学期が2回連続した場合又は通算3回となった場合は、学生及び保証人に対してアドバイザーによる注意と指導を行う。2.0未満の学期が3回連続した場合又は通算4回となった場合は、教授会の議を経て、本人及び保証人に学部長が在学の意味確認の上、嚴重注意する。

### 14 授業科目の履修クラス

講義科目以外の授業科目については、各年次の学生を履修クラスに分割して授業を行う。その履修クラスは次のとおりである。

(1) ゼミ科目は、原則として各年次の学生を20人程度以下の人数に分割して履修クラスを編成する。

#### 【該当科目】

「基礎ゼミ（学問への誘い）」、「基礎ゼミ（学問に触れる）」、  
「保育実践演習Ⅰ」「保育実践演習Ⅱ」、  
「専門研究ゼミⅠ（講読と発表）」、「専門研究ゼミⅠ（調査と発表）」、  
「専門研究ゼミⅡ（卒業研究の基礎）」、「専門研究ゼミⅡ（卒業研究の完成）」

(2) 音楽系の実技科目は、履修クラスを原則として10人程度以下の人数に分割して編成する。

#### 【該当科目】

「音楽実技Ⅰ」、「音楽実技Ⅱ」、  
「音楽と表現Ⅰ」、「音楽と表現Ⅱ」

(3) 外国語を含む実技・実習科目、演習科目（前述した(2)の授業科目を除く）は、履修クラスを原則として35人程度以下の人数に分割して編成する。

#### 【該当科目】

「健康スポーツ実技」、  
「英語（初級）」、「英語（中級）」、  
「英語コミュニケーション（初級）」、「英語コミュニケーション（中級）」、  
「実践英語（初級）」、「実践英語（上級）」、  
「基礎中国語（入門）」、「基礎中国語（初級）」、  
「中国語コミュニケーション（入門）」、「中国語コミュニケーション（初級）」、  
「情報処理演習（基礎）」、「情報処理演習（応用）」、  
「情報メディア演習」、「プレゼンテーション演習」、  
「造形入門」、  
「造形と表現」、「身体と表現」、  
「保育内容総論」、  
「保育内容（環境）」、「保育内容（人間関係）」、  
「保育内容（健康）」、「保育内容（表現）」、  
「保育内容（言葉）」、「保育内容の指導法Ⅰ」、「保育内容の指導法Ⅱ」、  
「教育実習事前事後指導」、  
「保育・教職実践演習（幼）」、  
「保育相談支援」、

「こどもの食と栄養（健康と食生活）」、「こどもの食と栄養（発達と食生活）」、  
「こどもの理解と援助」、「社会的養護Ⅱ」、「障害児保育演習（理念と援助）」、「障害児保育演習（現状と課題）」、  
「乳児保育Ⅱ」、  
「こどもの健康と安全」  
「保育実習Ⅰ（保育所）事前事後指導」、「保育実習Ⅰ（施設）事前事後指導」、「保育実習Ⅱ（保育所）事前事後指導」、「保育実習Ⅲ（施設）事前事後指導」

## 15 履修条件

次の各号の授業科目については、履修条件を設ける。

### (1) 英語関係

「英語コミュニケーション（初級）」及び「英語コミュニケーション（中級）」  
……「英語（初級）」及び「英語（中級）」の単位を修得していること。

### (2) 中国語関係

「中国語コミュニケーション（入門）」  
……「基礎中国語（入門）」及び「基礎中国語（初級）」の単位を修得していること

### (3) 教育実習関係

「こども教育宝仙大学教職課程履修規程」に定める。

### (4) 保育実習関係

「こども教育宝仙大学保育士養成課程履修規程」に定める。

### (5) 児童館実習関係

「こども教育宝仙大学児童厚生員養成課程履修規程」に定める。

### (6) ゼミ科目

「基礎ゼミ（学問に触れる）」

……「基礎ゼミ（学問への誘い）」と同一クラスで履修すること。

「保育実践演習Ⅱ」

……「保育実践演習Ⅰ」と同一クラスで履修すること。

「専門研究ゼミⅠ（講読と発表）」

……「基礎ゼミ（学問への誘い）」、「基礎ゼミ（学問に触れる）」、「保育実践演習Ⅰ」および「保育実践演習Ⅱ」の単位を修得していること。ただし3年次編入・転入学生においては「保育実践演習Ⅰ」および「保育実践演習Ⅱ」を除く。

「専門研究ゼミⅠ（調査と発表）」

……「専門研究ゼミⅠ（講読と発表）」の単位を修得していること。

また、「専門研究ゼミⅠ（講読と発表）」と同一クラスで履修すること。

「専門研究ゼミⅡ（卒業研究の基礎）」

……「専門研究ゼミⅠ（調査と発表）」の単位を修得していること。

「専門研究ゼミⅡ（卒業研究の完成）」

……「専門研究ゼミⅡ（卒業研究の基礎）」の単位を修得していること。

また、「専門研究ゼミⅡ（卒業研究の基礎）」と同一クラスで履修すること。

## 16 再履修

(1) 「19 卒業の要件」に規定する特例を除き、すべての授業科目についてすでに履修して単位を

修得した授業科目を再度履修することはできない。ただし、「地域文化体験」、「国外保育体験」、「海外保育事前学習（英語）Ⅰ」及び「海外保育事前学習（英語）Ⅱ」は2度の履修を可能とし、単位は1度だけ付与される。

- (2) 履修登録して単位を修得できなかった場合は、次年度以降の同じ学期に再履修することを認める。

## 17 追試験

病気その他やむを得ない事由により試験を欠席した場合、「欠席届」及び事由を証明する書類を提出し、その理由が正当と認められた者に対し、追試験を行う。追試験について必要な事項は、別に定める。

## 18 再試験

出席要件を満たした上で、成績が60点未満のため、単位修得が認定されない科目について再試験を行うことがある。再試験について必要な事項は、別に定める。

## 19 卒業の要件

本学に4年間在学し、次の各号の要件を満たし、合計124単位を履修して単位を修得していることを卒業の要件とする。

留年して4年以上在学した学生が春学期の終了日までに卒業の要件を満たした場合は、卒業の時期を春学期の終了日とすることができる。

### (1) 総合基礎領域

必修科目11科目16単位、選択必修科目2科目2単位、計18単位

必修 「宝仙の歴史」(1)、「宝仙の教育」(1)、「仏教概論」(2)、

「健康スポーツ理論」(1)、「健康スポーツ実技」(1)、

「英語（初級）」(1)、「英語（中級）」(1)、

「情報処理演習（基礎）」(2)、「情報処理演習（応用）」(2)、

「基礎ゼミ（学問への誘い）」(2)、「基礎ゼミ（学問に触れる）」(2)

選択必修 「英語コミュニケーション（初級）」(1)・「英語コミュニケーション（中級）」(1)、または「基礎中国語（入門）」(1)・「基礎中国語（初級）」(1)のいずれかを選択必修

### (2) 総合専門領域

#### ① 幼児教育基礎科目群

必修科目6科目12単位

必修 「教育原理」(2)、「教職・保育職概論」(2)、「保育の現場を知るⅠ」(2)、「保育の現場を知るⅡ」(2)、「保育の現場を知るⅢ」(2)、「保育の現場を知るⅣ」(2)

#### ② 幼児教育応用科目群

必修科目2科目4単位

必修 「保育実践演習Ⅰ」(2)、「保育実践演習Ⅱ」(2)

#### ③ 幼児教育発展科目群

必修科目4科目8単位

必修 「専門研究ゼミⅠ（講読と発表）」(2)、「専門研究ゼミⅠ（調査と発表）」(2)、「専門研究ゼミⅡ（卒業研究の基礎）」(2)、「専門研究ゼミⅡ（卒業研究の完成）」(2)

#### ④ 幼児教育関連科目群

必修科目1科目2単位

必修 「保育原理（意義と本質）」(2)

(3) 選択科目

上の各号の必修科目及び選択必修科目以外に、各領域・科目群から80単位以上を修得すること。  
なお、別表2の卒業必要単位数を参照すること。

20 授業科目履修の費用

授業科目の履修に際しては、実技、実習、演習、フィールドワークなどの費用が必要となる場合がある。学生は、これらの実費を負担しなければならない。

21 細則の委譲

本規程に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月1日規則番号第236号）

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この改正は、平成22年度入学生から適用する。

附 則（平成23年4月1日規則番号第270号）

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この改正は、平成23年度入学生から適用する。

附 則（平成23年4月1日規則番号第276号）

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この改正は、平成23年度入学生から適用する。

ただし、「6 単位修得」及び「14 履修条件（5）ゼミ科目」については、平成21年度入学生より適用する。

附 則（平成24年4月1日規則番号第298号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日規則番号第309号）

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この改正は、平成25年度入学生から適用する。

附 則（平成26年4月1日規則番号第320号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日規則番号第336号）

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この改正は、平成27年度入学生から適用する。ただし、「在宅保育論」については、平成24年度入学生より履修できるものとする。

附 則（平成28年4月1日規則番号第366号）

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この改正は、平成28年度入学生から適用する。

附 則（平成29年4月1日規則番号第387号）

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この改正は、平成29年度在校生から適用する。

附 則（平成30年4月1日規則番号第405号）

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この改正は、平成30年度入学生から適用する。但し、14 履修条件(2)韓国語関係については、平成30年度在學生より適用する。

**附 則（平成31年4月1日規則番号第420号）**

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この改正は、平成31年度入学生から適用する。ただし、「こども食育実践論」及び「身体遊び実践論」については、平成30年度入学生から履修できるものとする。

**附 則（令和2年4月1日規則番号第491号）**

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この改正は、令和2年度入学生から適用する。ただし、「地域文化体験」及び「国外保育体験」については、令和元年度入学生から履修できるものとする。

**附 則（令和4年4月1日規則番号第492号）**

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この改正は、令和4年度入学生から適用する。

**附 則（令和5年4月1日規則番号第513号）**

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この改正は、令和5年度入学生から適用する。ただし、「保育実践フィールドワーク」については令和2年度入学生から、「海外保育事前学習（英語）Ⅰ」及び「海外保育事前学習（英語）Ⅱ」については令和4年度入学生から履修できるものとする。

**附 則（令和5年11月24日規則番号第533号）**

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この改正は、令和7年度入学生から適用する。ただし、「こども心理学」、「表現実践フィールドワーク」および「子育て支援フィールドワーク」については令和4年度入学生から履修できるものとする。
- 3 「地域文化体験」及び「国外保育体験」については、令和6年4月1日から適用し、令和3年度入学生から履修できるものとする。

**附 則（令和 年 月 日規則番号第 号）**

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この改正は、令和7年度入学生から適用する。但し、17 追試験及び18再試験については令和7年度在學生より適用する。

**附 則（令和7年2月21日規則番号第563号）**

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この改正は、令和7年度在學生から適用する。

別表1 開設する授業科目、単位数、配当年次・学期

領域区分	科目名	必修 (単位数)	選択 (単位数)	配当年次 学期	備考
総合基礎領域	宝仙の歴史	1		1年春	
	宝仙の教育	1		1年秋	
	仏教概論	2		3年春	
	ブッダの教えとこども		2	2～4秋	
	人間形成論		2	3～4秋	
	こども心理学		2	4秋	こども心理コースのみ履修可
	現代の倫理と宗教		2	3～4春	
	多文化理解		2	3～4秋	
	日本国憲法		2	3～4秋	
	職業と社会		2	3～4秋	
	こどもと親のストレスマネジメント		2	3～4春	
	情報リテラシー		2	3～4秋	
	食育と現代社会		2	3～4秋	
	保育とSDGs		2	3～4春	
	健康スポーツ理論	1		1年秋	
	健康スポーツ実技	1		1年春	
	英語(初級)	1		1年春	
	英語(中級)	1		1年秋	
	英語コミュニケーション(初級)	1		2年春	英語コミュニケーション(初級)・(中級)2単位または基礎中国語(入門)・(初級)2単位のいずれかを選択必修
	英語コミュニケーション(中級)	1		2年秋	英語コミュニケーション(初級)・(中級)2単位または基礎中国語(入門)・(初級)2単位のいずれかを選択必修
実践英語(初級)		1	3・4年春		
実践英語(上級)		1	3・4年秋		
基礎中国語(入門)	1		2年春	英語コミュニケーション(初級)・(中級)2単位または基礎中国語(入門)・(初級)2単位のいずれかを選択必修	
基礎中国語(初級)	1		2年秋	英語コミュニケーション(初級)・(中級)2単位または基礎中国語(入門)・(初級)2単位のいずれかを選択必修	
中国語コミュニケーション(入門)		1	3・4春		
中国語コミュニケーション(初級)		1	3・4秋		

領域区分	科目名	必修 (単位数)	選択 (単位数)	配当年 次学期	備考
総合基礎領域	情報処理演習(基礎)	2		1年春	
	情報処理演習(応用)	2		1年秋	
	情報メディア演習		2	2・3春	
	プレゼンテーション演習		2	3・4春	
	基礎ゼミ(学問への誘い)	2		1年春	
	基礎ゼミ(学問に触れる)	2		1年秋	
	音楽実技Ⅰ		1	1年秋	
	音楽実技Ⅱ		1	2年春	
	保育実践論Ⅰ		2	3年春	編入学生のみ履修可
	保育実践論Ⅱ		2	3年秋	編入学生のみ履修可
	保育実践論Ⅲ		2	4年春	編入学生のみ履修可
	保育実践論Ⅳ		2	4年秋	編入学生のみ履修可
	地域文化体験		2	1～4年春	
	国外保育体験		2	1～4年秋	
	海外保育事前学習(英語)Ⅰ		2	1・2春	
	海外保育事前学習(英語)Ⅱ		2	1・2秋	
	造形入門		2	1年秋	
	インターンシップ		2	3年秋	
総合専門領域 幼児教育基礎科目群	教育原理	2		2年春	
	教育制度論		2	3年秋	
	教職・保育職概論	2		2年春	
	保育カリキュラム論		2	2年秋	
	発達心理学		2	1年春	
	こどもの理解と援助		1	2年秋	
	保育の現場を知るⅠ	2		1年春	
	保育の現場を知るⅡ	2		1年秋	
	保育の現場を知るⅢ	2		2年春	
	保育の現場を知るⅣ	2		2年秋	
特別支援教育概論		2	3年春		
総合専門領域 幼児教育応用科目群	ことばとコミュニケーション		2	1年春	
	音楽と表現Ⅰ		1	1年春	
	音楽と表現Ⅱ		1	2年秋	
	造形と表現		1	2年春	
	身体と表現		1	2年秋	
	保育内容総論		2	4年春	
	保育内容(環境)		2	3年春	
	保育内容(人間関係)		2	3年秋	
	保育内容(健康)		2	2年秋	
保育内容(表現)		2	1年春		

領域区分	科目名	必修 (単位数)	選択 (単位数)	配当年 次学期	備考
総合専門領域 幼児教育応用科目群	保育内容(言葉)		2	1年秋	
	保育内容の指導法Ⅰ		2	3年春	
	保育内容の指導法Ⅱ		2	3年秋	
	保育方法論		2	3年春	
	こども理解と教育相談		2	3年春	
	こども英語指導法		2	3・4秋	
	保育実践演習Ⅰ	2		2年春 (※)	3年次編入・転入学生は3年春とする
保育実践演習Ⅱ	2		2年秋 (※)	3年次編入・転入学生は3年秋とする	
総合専門領域 幼児教育発展科目群	教育実習		4	4年春	
	教育実習事前事後指導		1	4年春	
	保育・教職実践演習(幼)		2	4年秋	
	専門研究ゼミⅠ(講読と発表)	2		3年春	
	専門研究ゼミⅠ(調査と発表)	2		3年秋	
	専門研究ゼミⅡ (卒業研究の基礎)	2		4年春	
	専門研究ゼミⅡ (卒業研究の完成)	2		4年秋	
	こども食育実践論		2	4年春秋	
	身体遊び実践論		2	4年春秋	
	保育実践フィールドワーク		2	4年秋	
	表現実践フィールドワーク		2	4年秋	
総合専門領域 幼児教育関連科目群	保育原理(意義と本質)	2		1年春	
	保育原理 (保育ニーズの多様化)		2	3年秋	
	社会福祉		2	1年秋	
	こども家庭福祉		2	2年春	
	保育相談支援		1	4年春	
	こどもの保健		2	2年春	
	こどもの健康と安全		1	4年春	
	こどもの食と栄養 (健康と食生活)		1	1年春	
	こどもの食と栄養 (発達と食生活)		1	1年秋	
	社会的養護Ⅰ		2	2年秋	
	社会的養護Ⅱ		1	3年春	
	家庭支援論		2	3年秋	
	乳児保育Ⅰ		2	2年春	
乳児保育Ⅱ		1	3年秋		

領域区分	科目名	必修 (単位数)	選択 (単位数)	配当年 次学期	備考
総合専門領域 幼児教育関連科目群	障害児保育演習(理念と援助)		1	2年春	
	障害児保育演習(現状と課題)		1	2年秋	
	子育て支援論		2	3年秋	
	子育て支援カウンセリング		2	3・4秋	
	子育て支援フィールドワーク		2	4年秋	
	児童文化		2	4年秋	
	絵本と児童文学		2	3・4春	
	リトミック		2	3・4春	
	障害児の発達理解		2	3・4秋	
	在宅保育論		2	4年秋	
	歌遊び		2	3・4秋	
	音楽遊び		2	3・4秋	
	保育実習Ⅰ(保育所)		2	3年春	
	保育実習Ⅰ(施設)		2	3年春 または秋	
	保育実習Ⅰ(保育所) 事前事後指導		1	3年春	
	保育実習Ⅰ(施設) 事前事後指導		1	3年春 または秋	
	保育実習Ⅱ(保育所)		2	3年秋	「保育実習Ⅱ(保育所)」と「保育実習Ⅱ(保育所)事前事後指導」、または「保育実習Ⅲ(施設)」と「保育実習Ⅲ(施設)事前事後指導」のいずれか選択必修し、3単位を修得すること
	保育実習Ⅱ(保育所) 事前事後指導		1	3年秋	
	保育実習Ⅲ(施設)		2	3年秋	「保育実習Ⅲ(施設)」と「保育実習Ⅲ(施設)事前事後指導」のいずれか選択必修し、3単位を修得すること
	保育実習Ⅲ(施設) 事前事後指導		1	3年秋	
児童館・放課後児童クラブの 機能と運営		2	2～4春	児童厚生一級指導員資格必修科目	
児童館・放課後児童クラブの 活動内容と指導法Ⅰ		2	3年秋	児童厚生一級指導員資格必修科目	
児童館・放課後児童クラブの 活動内容と指導法Ⅱ		2	4年春	児童厚生一級指導員資格必修科目	
児童館実習		2	4年春	児童厚生一級指導員資格必修科目	

別表2 卒業必要単位数

	総合基礎領域	総合専門領域			
		幼児教育 基礎科目群	幼児教育 応用科目群	幼児教育 発展科目群	幼児教育 関連科目群
必修科目	11科目 16単位	6科目 12単位	2科目 4単位	4科目 8単位	1科目 2単位
選択必修科目	2科目 2単位				
選択科目	80単位以上				
合計	124単位				

- 1 教育職員免許状（幼稚園教諭一種）取得に関して必要な事項は、学則に定めるもののほかは、この規程によるものとする。
- 2 教育職員免許状（幼稚園教諭一種）を取得するためには、次の表のとおり授業科目を履修し、単位を修得した上で、本学こども教育学部幼児教育学科を卒業しなければならない。
- 3 「教育実習」を履修するためには、「教育原理」、「教職・保育職概論」、「発達心理学」、「保育カリキュラム論」、「保育の現場を知るⅡ」、「保育内容（環境）」、「保育内容（人間関係）」、「保育内容（健康）」、「保育内容（表現）」、「保育内容（言葉）」、「保育方法論」および「こども理解と教育相談」の単位を修得していること。なお且つ当該学期の「教育実習事前事後指導」を履修していること。
- 4 次の表に定める総合専門領域幼児教育発展科目群の授業科目を履修する場合及び教育職員免許状（幼稚園教諭一種）申請に際しては、別に定める費用を納付しなければならない。

**附 則**

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

**附 則（平成22年4月1日規則番号第235号）**

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この改正は、平成22年度入学生から適用する。

**附 則（平成23年4月1日規則番号第277号）**

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この改正は、平成21年度入学生から適用する。

**附 則（平成25年4月1日規則番号第308号）**

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この改正は、平成25年度入学生から適用する。

**附 則（平成28年4月1日規則番号第367号）**

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この改正は、平成28年度入学生から適用する。

**附 則（平成31年4月1日規則番号第421号）**

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この改正は、平成31年度入学生から適用する。

**附 則（令和5年4月1日規則番号第514号）**

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この改正は、令和5年度入学生から適用する。ただし、「基礎中国語（入門）」、「基礎中国語（初級）」、「中国語コミュニケーション（入門）」及び「中国語コミュニケーション（初級）」については令和4年度入学生から履修できるものとする。

**附 則（令和5年11月24日規則番号第534号）**

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この改正は、令和7年度入学生から適用する。

附 則（令和7年2月21日規則番号第565号）

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この改正は、令和7年度入学生から適用する。

表-1

(数字は単位数)

区分	科目名	必修科目	選択科目	備考
総合基礎領域	日本国憲法	2		
	健康スポーツ理論	1		
	健康スポーツ実技	1		
	英語(初級)	1		
	英語(中級)	1		
	英語コミュニケーション(初級)		1	
	英語コミュニケーション(中級)		1	
	実践英語(初級)		1	
	実践英語(上級)		1	
	基礎中国語(入門)		1	
	基礎中国語(初級)		1	
	中国語コミュニケーション(入門)		1	
	中国語コミュニケーション(初級)		1	
	情報処理演習(基礎)	2		
	情報処理演習(応用)		2	
	情報メディア演習		2	
プレゼンテーション演習		2		
総合専門領域 幼児教育基礎科目群	教育原理	2		
	教育制度論	2		
	教職・保育職概論	2		
	保育カリキュラム論	2		
	発達心理学	2		
	特別支援教育概論	2		
	保育の現場を知るⅠ	2		
	保育の現場を知るⅡ	2		
	保育の現場を知るⅢ	2		
保育の現場を知るⅣ	2			
総合専門領域 幼児教育応用科目群	ことばとコミュニケーション	2		
	音楽と表現Ⅰ	1		
	音楽と表現Ⅱ	1		
	造形と表現	1		
	身体と表現	1		
	保育内容総論	2		
	保育内容(環境)	2		
	保育内容(人間関係)	2		

区分	科目名	必修科目	選択科目	備考
総合専門領域 幼児教育応用科目群	保育内容(健康)	2		
	保育内容(表現)	2		
	保育内容(言葉)	2		
	保育内容の指導法Ⅰ	2		
	保育内容の指導法Ⅱ	2		
	保育方法論	2		
	こども理解と教育相談	2		
総合専門領域 幼児教育発展科目群	教育実習	4		
	教育実習事前事後指導	1		
	保育・教職実践演習(幼)	2		

- 1 保育士資格取得に関して必要な事項は、学則に定めるもののほかは、この規程によるものとする。
- 2 保育士資格を取得するためには、必要なオリエンテーションに出席し、次の表のとおり授業科目を履修し、単位を修得した上で、本学こども教育学部幼児教育学科を卒業しなければならない。  
 なお、次の表に定める授業科目は、厚生労働省告示第216号に規定する教養科目、必修科目及び選択必修科目として算定される。
- 3 「保育実習Ⅰ（保育所）」を履修するためには、「保育原理（意義と本質）」、「発達心理学」の単位を修得し、さらに「教職・保育職概論」、「保育内容（表現）」、「保育内容（言葉）」、「乳児保育Ⅰ」、「障害児保育演習（理念と援助）」および「保育の現場を知るⅢ」の6科目のうち5科目以上の単位を修得していること。なお且つ当該学期の「保育実習Ⅰ（保育所）事前事後指導」を履修していること。
  - 2 「保育実習Ⅰ（施設）」を履修するためには、「社会福祉」、「発達心理学」の単位を修得し、さらに「こども家庭福祉」、「乳児保育Ⅰ」、「こどもの保健」、「障害児保育演習（理念と援助）」、「社会的養護Ⅰ」および「保育の現場を知るⅣ」の6科目のうち5科目以上の単位を修得していること。なお且つ当該学期の「保育実習Ⅰ（施設）事前事後指導」を履修していること。
  - 3 「保育実習Ⅱ（保育所）」を履修するためには、「保育実習Ⅰ（保育所）」および「保育実習Ⅰ（施設）」の単位を修得し、さらに「保育カリキュラム論」、「保育内容（環境）」、「保育内容（健康）」、「保育内容（表現）」および「保育内容（言葉）」の5科目のうち4科目以上の単位を修得していること。なお且つ当該学期の「保育実習Ⅱ（保育所事前事後指導）」を履修していること。
  - 4 「保育実習Ⅲ（施設）」を履修するためには、「保育実習Ⅰ（保育所）」および「保育実習Ⅰ（施設）」の単位を修得し、さらに「こども家庭福祉」、「社会的養護Ⅰ」、「こどもの理解と援助」、「社会的養護Ⅱ」および「障害児保育演習（現状と課題）」の5科目のうち4科目以上の単位を修得していること。なお且つ当該学期の「保育実習Ⅲ（施設）事前事後指導」を履修していること。
- 4 次の表に定める保育実習関係の授業科目を履修する場合および保育士資格申請に際しては、別に定める費用を納付しなければならない。

**附 則**

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

**附 則（平成23年4月1日規則番号第271号）**

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この改正は、平成23年度入学生から適用する。

**附 則（平成23年4月1日規則番号第278号）**

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この改正は、平成22年度入学生から適用する。

**附 則（平成25年4月1日規則番号第305号）**

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この改正は、平成24年度入学生から適用する。

**附 則（平成31年4月1日規則番号第422号）**

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この改正は、平成31年度入学生から適用する。

**附 則（令和5年4月1日規則番号第515号）**

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この改正は、令和5年度入学生から適用する。

**附 則（令和5年11月24日規則番号第535号）**

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この改正は、令和7年度入学生から適用する。

**附 則（令和 年 月 日規則番号第 号）**

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この改正は、令和7年度入学生から適用する。

**附 則（令和7年2月21日規則番号第564号）**

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この改正は、令和7年度入学生から適用する。

表-1

(数字は単位数)

告示による 教科目・系列		授業科目名	授業 形態	修業時間 (単位:時間)	保育士 必修科目	保育士 選択科目	備考
教養科目	(外国語、体 育以外の科 目)	宝仙の歴史	講義	15		1	※1
		宝仙の教育	講義	15		1	※1
		仏教概論	講義	30		2	※1
		ブッダの教えとこども	講義	30		2	※1
		人間形成論	講義	30		2	※1
		多文化理解	講義	30		2	※1
		日本国憲法	講義	30		2	※1
		情報処理演習(基礎)	演習	30		2	※1
	(体育)	健康スポーツ理論	講義	15	1		
		健康スポーツ実技	実技	30	1		
	(外国語)	英語(初級)	演習	30	1		
		英語(中級)	演習	30	1		
(告示別表第1による教科目 (保育の本質・目的に関する科目))	保育原理	保育原理(意義と本質)	講義	30	2		
		保育原理 (保育ニーズの多様化)	講義	30	2		
	教育原理	教育原理	講義	30	2		
	子ども家庭 福祉	こども家庭福祉	講義	30	2		
	社会福祉	社会福祉	講義	30	2		
	子ども家庭 支援論	子育て支援論	講義	30	2		
	社会的養護 I	社会的養護 I	講義	30	2		
保育者論	教職・保育職概論	講義	30	2			
(告示別表第1による教科目 (保育の対象の理解に関する科目))	保育の心理 学	発達心理学	講義	30	2		
	子ども家庭 支援の心理 学	家庭支援論	講義	30	2		
	子どもの理 解と援助	こどもの理解と援助	演習	30	1		
	子どもの保 健	こどもの保健	講義	30	2		
	子どもの食 と栄養	こどもの食と栄養 (健康と食生活)	演習	30	1		
		こどもの食と栄養 (発達と食生活)	演習	30	1		

告示による 教科目・系列		授業科目名	授業 形態	修業時間 (単位:時間)	保育士 必修科目	保育士 選択科目	備考
告示別表第1による 教科目 (保育の内容・方法に関する科目)	保育の計画 と評価	保育カリキュラム論	講義	30	2		
	保育内容総 論	保育内容総論	演習	30	2		
	保育内容演 習	保育内容(環境)	演習	30	2		
		保育内容(人間関係)	演習	30	2		
		保育内容(健康)	演習	30	2		
		保育内容(表現)	演習	30	2		
		保育内容(言葉)	演習	30	2		
	保育内容の 理解と方法	音楽と表現Ⅰ	演習	30	1		
		音楽と表現Ⅱ	演習	30	1		
		造形と表現	演習	30	1		
		身体と表現	演習	30	1		
	乳児保育Ⅰ	乳児保育Ⅰ	講義	30	2		
	乳児保育Ⅱ	乳児保育Ⅱ	演習	30	1		
	子どもの健 康と安全	こどもの健康と安全	演習	30	1		
	障害児保育	障害児保育演習 (理念と援助)	演習	30	1		
		障害児保育演習 (現状と課題)	演習	30	1		
社会的養護 Ⅱ	社会的養護Ⅱ	演習	30	1			
子育て支援	保育相談支援	演習	30	1			
告示別表第1による 教科目(保育実習)	保育実習Ⅰ	保育実習Ⅰ(保育所)	実習	90	2		
		保育実習Ⅰ(施設)	実習	90	2		
	保育実習指 導Ⅰ	保育実習Ⅰ(保育所) 事前事後指導	演習	30	1		
		保育実習Ⅰ(施設)事 前事後指導	演習	30	1		
告示別表第1による 教科目(総合演習)	保育実践演 習	保育実践演習Ⅰ	演習	30	2		

告示による 教科目・系列	授業科目名	授業 形態	修業時間 (単位:時間)	保育士 必修科目	保育士 選択科目	備考	
告示別表第2による教科目	保育の本質・ 目的に関する科目	教育制度論	講義	30		2	※2
		児童館・放課後児童ク ラブの機能と運営	講義	30		2	※2
		保育実践演習Ⅱ	演習	30		2	※2
	保育の対象 の理解に関 する科目	こども理解と教育相談	講義	30		2	※2
		子育て支援カウンセリ ング	講義	30		2	※2
		保育の現場を知るⅡ	講義	30		2	※2
		保育の現場を知るⅢ	講義	30		2	※2
	保育の内容・ 方法に関す る科目	保育方法論	講義	30		2	※2
		子育て支援フィール ドワーク	講義	30		2	※2
		児童文化	講義	30		2	※2
		絵本と児童文学	講義	30		2	※2
		リトミック	講義	30		2	※2
		障害児の発達理解	講義	30		2	※2
		歌遊び	講義	30		2	※2
		音楽遊び	講義	30		2	※2
		在宅保育論	講義	30		2	※2
		保育内容の指導法Ⅰ	演習	30		2	※2
		保育内容の指導法Ⅱ	演習	30		2	※2
	保育実習 (保育実習Ⅱ または保育 実習Ⅲ)	保育実習Ⅱ(保育所)	実習	90		2	保育実習Ⅱ (保育所)」と 「保育実習 Ⅱ(保育所) 事前事後指 導」、または 「保育実習 Ⅲ(施設)」と 「保育実習Ⅲ (施設)事前 事後指導」 のいずれか 選択必修し、 3単位を修 得すること
		保育実習Ⅲ(施設)	実習	90		2	
保育実習 (保育実習指 導Ⅱまたは 保育実習指 導Ⅲ)	保育実習Ⅱ(保育所) 事前事後指導	演習	30		1	のいずれか 選択必修し、 3単位を修 得すること	
	保育実習Ⅲ(施設) 事前事後指導	演習	30		1		

※1：※1の中から6単位を選択必修すること。

※2：※2の中から15単位を選択必修すること。

- 1 児童厚生一級指導員資格取得に関して必要な事項は、学則に定めるもののほかは、この規程によるものとする。
- 2 児童厚生員養成課程の履修定員は10名とする。
- 3 児童厚生一級指導員資格を取得するためには、1年次から本学に入学し、別表1の授業科目の単位を修得した上で保育士資格を取得し、本学こども教育学部幼児教育学科を卒業しなければならない。
- 4 別表1に定める「保育実習Ⅲ（施設）」は児童館における実習とし、当該学期の「保育実習Ⅲ（施設）事前事後指導」を履修していること。
  - 2 「保育実習Ⅲ（施設）」を履修するためには、「保育実習Ⅰ（保育所）」、「保育実習Ⅰ（施設）」及び「児童館・放課後児童クラブの機能と運営」の単位を修得し、なお且つ「こども家庭福祉」、「社会的養護Ⅰ」、「こどもの理解と援助」、「社会的養護Ⅱ」および「障害児保育演習（現状と課題）」の5科目のうち4科目以上の単位を修得していること。
- 5 「児童館実習」を履修するためには、「児童館・放課後児童クラブの活動内容と指導法Ⅰ」、「保育実習Ⅲ（施設）」および「保育実習Ⅲ（施設）事前事後指導」のすべての単位を修得していること。
  - 2 「児童館実習」を履修するためには、当該学期の「児童館・放課後児童クラブの活動内容と指導法Ⅱ」を履修、もしくは単位を修得していること。
- 6 別表1に定める実習関係の授業科目を履修する場合及び児童厚生一級指導員資格申請に際しては、別に定める費用を納付しなければならない。

**附 則**

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、令和7年4月1日入学生から適用する。

**別表1**

科目名	単位数	備考
児童館・放課後児童クラブの機能と運営	2	
児童館・放課後児童クラブの活動内容と指導法Ⅰ	2	
児童館・放課後児童クラブの活動内容と指導法Ⅱ	2	
保育実習Ⅲ（施設）	2	児童館での実習に限る
保育実習Ⅲ（施設）事前事後指導	1	児童館での実習に限る
児童館実習	2	事前事後指導を含む

(目的)

第1条 この規程は、こども教育宝仙大学学則第73条の規定に基づき、学生の懲戒処分に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(対象)

第2条 本規程における懲戒の対象となる者は、こども教育宝仙大学（以下「本学」という。）の学生とする。

(懲戒の基本方針)

第3条 懲戒は、学校教育法第11条及び同法施行規則第26条に基づき行うものであり、教育的配慮に基づき、適切、慎重かつ迅速に行われなければならない。

2 懲戒は、その目的を達成するため必要最小限にとどめ、本学における学生の本分を全うさせるために行われなければならない。

(懲戒の対象行為)

第4条 学則第73条第2項に規定する行為及び第74条第2項で規定する者の行為のほか、懲戒の対象行為を、次のとおり定める。

- (1) 犯罪行為
- (2) 重大な反社会的行為
- (3) 学生及び教職員へのハラスメント行為
- (4) 学生及び教職員への学習、教育研究活動等を妨害する行為
- (5) 学生及び教職員に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為、暴力行為
- (6) 学問倫理、情報倫理に反する行為
- (7) 試験等の不正行為
- (8) 本学の諸規則に違反する行為
- (9) 本学の名誉又は信用を著しく失墜させる行為
- (10) その他学生の本分に反する行為

(懲戒の内容)

第5条 学則第74条第1項に定める懲戒の内容は、次のとおりとする。

- (1) 訓告 文書により厳重な注意を与え、期限を定めて反省文の提出を義務づける。
- (2) 停学 3ヶ月以内の有期停学又は無期停学とし、この間の通学及び本学学生としての活動を禁止する。
- (3) 退学 学生としての身分を剥奪する。退学処分後は、再入学を認めない。

(嚴重注意)

第6条 前条に定める懲戒のほか、教育的措置として、嚴重注意を行うことができる。

- 2 嚴重注意は、学生に行為の問題点を認識させ、反省を促すものとする。
- 3 嚴重注意は、学部長が口頭又は文書により行う。

(事実関係の調査)

第7条 懲戒の対象となる行為又はその疑いが生じたときは、学部長は当該学生に対し事実関係の調

査（以下「調査」という。）を行うものとする。

- 2 調査は、学部長及び学生厚生委員長が行う。
- 3 調査は、学長が指名する教職員を加えることができる。
- 4 調査にあたり、学部長は事前に当該学生に対して要旨を口頭又は文書で告知し、事実に関する弁明の機会を与えなければならない。ただし、当該学生が、正当な理由もなく調査に応せず、弁明をしない場合は、この権利を放棄したものとみなす。
- 5 前項の規定にかかわらず、第4条に掲げる行為が明白である等、特段の事情がある場合は、この限りではない。
- 6 学部長は、調査の結果を学長に報告するものとする。

#### (学生懲戒委員会)

第8条 学長は、前条の調査結果の報告を受け、懲戒が相当と判断した場合は、学生懲戒委員会（以下「懲戒委員会」という。）を設置し、その処分等について審議させるものとする。

- 2 懲戒委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
  - (1) 副学長が置かれたときは副学長
  - (2) 学長補佐が置かれたときは学長補佐
  - (3) 学部長
  - (4) 学生厚生委員長
  - (5) 教務委員長
  - (6) 事務部長
  - (7) 学長が指名する者
- 3 懲戒委員会に委員長を置き、前条第1号若しくは第2号の委員をもって充てる。
- 4 懲戒委員会は、委員長が召集し、その議長となる。
- 5 懲戒委員会は、必要があると認めた場合は、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 6 懲戒委員会は、委員全員の出席をもって成立する。
- 7 懲戒委員会の議事は、出席者の2分の1以上をもって議決する。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 8 懲戒委員会は、懲戒の処分等について審議した結果を学長に報告するものとする。

#### (懲戒処分の決定)

第9条 学長は、懲戒委員会の報告を踏まえ、大学運営会議及び教授会の議を経て、当該学生の懲戒を決定する。

- 2 学長は、懲戒の決定をするにあたり、必要と認める場合には、再度事実関係の調査等を命ずることができるものとする。この場合は、第7条から前条までの規定を準用する。

#### (自宅待機)

第10条 学長は、処分が決定するまでの間に、当該学生に対し自宅待機を命じることができる。

#### (懲戒処分の通知)

第11条 学長は、懲戒を決定した場合は、当該学生及び保証人に通知する。

- 2 懲戒の通知は、懲戒内容及び理由を記載した文書を発信して行うものとする。
- 3 懲戒の発効は、前条の文書を交付した日とする。
- 4 試験等の不正行為に関する懲戒は、不正行為を行った日から起算する。

5 第10条により自宅待機中の者が停学処分となった場合は、自宅待機の期間を処分期間に含めるものとする。

(公 示)

第12条 学長は、懲戒を行った場合は、学内に公示する。

2 公示期間は、2週間とし、公示する事項は、当該学生の学年、懲戒の種類及び懲戒理由とする。

(無期停学の解除)

第13条 学長は、無期停学となった学生について、その発効日から起算して3ヶ月経過以降、停学の解除が適当であると認めたときは、大学運営会議及び教授会の議を経て、停学を解除することができる。

(停学中の学生指導)

第14条 停学中の学生に対しては、定期的な面談及び指導をするものとする。

(停学中の在学期間への算入)

第15条 3ヶ月以内の停学は当該学期を在学期間とするが、3ヶ月を超える停学は算入しない。

(再審議)

第16条 懲戒の通知を受けた学生は、懲戒の発効日から2週間以内に根拠となる資料を添えて、学長へ文書にて懲戒に対する再審議を申し入れることができる。

2 学長は、再審議の申し入れを受け、事実関係の調査及び懲戒処分等の審議を行うことができる。

3 前項において、学長が再審議の申し入れを却下又は再調査の必要がないと判断した場合は、速やかに当該学生に通知するものとする。

(懲戒対象者の退学及び休学の申出の扱い)

第17条 学長は、第7条において調査の対象となった者から、懲戒の決定前に退学又は休学願いの申出がある場合は、懲戒が決定するまでこの申出を受理しない。

2 停学期間中に退学願いの申出がある場合は、受理するものとする。

3 停学期間中の休学は認めない。

(庶 務)

第18条 学生の懲戒に関する庶務は、大学事務部教務・学生課において処理する。

(改 廃)

第19条 本規程の改廃は、大学運営会議の議を経て理事長が決定するものとする。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年4月15日規則番号第582号)

この規程は、令和7年7月1日から施行する。

## 2025年度～入学生対象

### 幼稚園教諭一種免許状取得に必要な基礎資格及び最低修得単位数一覧

□ 幼稚園教諭一種免許状取得には、教育職員免許法等関連法規に基づき、下記1・2のそれぞれの要件を全て満たすことが必要です。

1. 基礎資格：学士の学位を有すること（所定の単位を修得し、大学を卒業すること）
2. 最低必要単位数
  - ①領域及び保育内容の指導法に関する科目：16単位（16単位以上）
  - ②教育の基礎的理解に関する科目：12単位（10単位以上）
  - ③道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目：4単位（4単位以上）
  - ④教育実践に関する科目：7単位（7単位以上）
  - ⑤大学が独自に設定する科目：14単位（14単位以上）
  - ⑥66条の6に定める科目：8単位（8単位以上）※1

※（ ）内は、教育職員免許法第5条別表1に基づく単位数

※1：教育職員免許法施行規則第66条6に定める科目

#### ①領域及び保育内容の指導法に関する科目：16単位（16単位以上）

免許法施行規則に定める科目区分等		最低単位数	左記に対応する開設授業科目		
			授業科目	単位数	
				必	選
領域に関する専門的 事項	健康	16	保育内容(健康)	2	
	人間関係		保育内容(人間関係)	2	
	環境		保育内容(環境)	2	
	言葉		保育内容(言葉)	2	
	表現		保育内容(表現)	2	
保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)			保育内容総論	2	
			保育内容の指導法Ⅰ	2	
			保育内容の指導法Ⅱ	2	
計		16		16	-

#### ②教育の基礎的理解に関する科目：12単位（10単位以上）

各科目に含める必要事項		最低単位数	左記に対応する開設授業科目		
			授業科目	単位数	
				必	選
教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想		10	教育原理	2	
教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)			教職・保育職概論	2	
教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)			教育制度論	2	
幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			発達心理学	2	
特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			特別支援教育概論	2	
教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)			保育カリキュラム論	2	
計		10		12	-

③道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目：4単位（4単位以上）

免許法施行規則に定める科目区分	最低 単位数	左記に対応する開設授業科目		
		授業科目	単位数	
			必	選
教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	4	保育方法論	2	
幼児理解の理論及び方法				
教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		2		
計	4		4	-

④教育実践に関する科目：7単位（7単位以上）

各科目に含める必要事項	最低 単位数	左記に対応する開設授業科目		
		授業科目	単位数	
			必	選
教育実習	5	教育実習事前事後指導	1	
		教育実習	4	
教職実践演習	2	保育・教職実践演習（幼）	2	
計	7		7	-

⑤大学が独自に設定する科目：14単位（14単位以上）

免許法施行規則に定める科目区分等	最低 単位数	左記に対応する開設授業科目		
		授業科目	単位数	
			必	選
大学が独自に設定する科目	14	身体と表現	1	
		音楽と表現Ⅰ	1	
		音楽と表現Ⅱ	1	
		造形と表現	1	
		ことばとコミュニケーション	2	
		保育の現場を知るⅠ	2	
		保育の現場を知るⅡ	2	
		保育の現場を知るⅢ	2	
保育の現場を知るⅣ	2			
計	14		14	-

⑥66条の6に定める科目：8単位（8単位以上）

免許法施行規則に定める科目区分等	最低 単位数	左記に対応する開設授業科目		
		授業科目	単位数	
			必	選
日本国憲法	2	日本国憲法	2	
体育	2	健康スポーツ理論	1	
		健康スポーツ実技	1	
外国語コミュニケーション	2	英語（初級）	1	
		英語（中級）	1	
		英語コミュニケーション（初級）		1
		英語コミュニケーション（中級）		1
		実践英語（初級）		1
		実践英語（上級）		1
		基礎中国語（入門）		1
		基礎中国語（初級）		1
		中国語コミュニケーション（入門）		1
		中国語コミュニケーション（初級）		1
数理、データ活用及び人工知能に関する科目 又は情報機器の操作	2	情報処理演習（基礎）	2	
		情報処理演習（応用）		2
		情報メディア演習		2
		プレゼンテーション演習		2
計	8		8	14

## 2025年度～入学生対象

### 保育士資格取得に必要な基礎資格及び最低修得単位数一覧

□ 保育士資格取得には、児童福祉法施行令（第5条第1項）及び児童福祉法施行規則（第6条の2第1項第3号）に従い下記1・2のそれぞれの要件を全て満たすことが必要です。

1. 基礎資格：学士の学位を有すること（所定の単位を修得し、大学を卒業すること）
2. 最低必要単位数
  - ①必修科目：別表1に定める全ての科目の単位を修得する。
  - ②選択必修科目：別表2に定める科目は「保育実習Ⅱ」及び「保育実習Ⅱ事前事後指導」または「保育実習Ⅲ」及び「保育実習Ⅲ事前事後指導」を必ず含めて18単位以上を修得する。
  - ③教養科目：別表3に定める科目は、必修科目以外に外国語、体育以外の科目の中から6単位以上選択必修。

別表1

児童福祉法施行規則に定められた科目			左記に対応する開設授業科目		
系 列	教 科 目	最低 単位数	授 業 科 目	単位数	
				必	選
保育の本質・目的に関する科目	保育原理	2	保育原理(意義と本質)	2	
			保育原理(保育ニーズの多様化)	2	
	教育原理	2	教育原理	2	
	子ども家庭福祉	2	子ども家庭福祉	2	
	社会福祉	2	社会福祉	2	
	子ども家庭支援論	2	子育て支援論	2	
	社会的養護Ⅰ	2	社会的養護Ⅰ	2	
保育の関する科目	保育者論	2	教職・保育職概論	2	
	保育の心理学	2	発達心理学	2	
	子ども家庭支援の心理学	2	家庭支援論	2	
	子どもの理解と援助	1	こどもの理解と援助	1	
	子どもの保健	2	こどもの保健	2	
保育の内容・方法に関する科目	子どもの食と栄養	2	こどもの食と栄養(健康と食生活)	1	
			こどもの食と栄養(発達と食生活)	1	
	保育の計画と評価	2	保育カリキュラム論	2	
	保育内容総論	1	保育内容総論	2	
	保育内容演習	5	保育内容(環境)	2	
			保育内容(人間関係)	2	
			保育内容(健康)	2	
			保育内容(表現)	2	
			保育内容(言葉)	2	
	保育内容の理解と方法	4	音楽と表現Ⅰ	1	
			音楽と表現Ⅱ	1	
			造形と表現	1	
			身体と表現	1	
	乳児保育Ⅰ	2	乳児保育Ⅰ	2	
	乳児保育Ⅱ	1	乳児保育Ⅱ	1	
子どもの健康と安全	1	こどもの健康と安全	1		
障害児保育	2	障害児保育演習(理念と援助)	1		
		障害児保育演習(現状と課題)	1		
社会的養護Ⅱ	1	社会的養護Ⅱ	1		
子育て支援	1	保育相談支援	1		
実 保 習 育	保育実習Ⅰ	4	保育実習Ⅰ(保育所)	2	
			保育実習Ⅰ(施設)	2	
	保育実習指導Ⅰ	2	保育実習Ⅰ(保育所)事前事後指導	1	
			保育実習Ⅰ(施設)事前事後指導	1	

児童福祉法施行規則に定められた科目			左記に対応する開設授業科目		
系 列	教 科 目	最低 単位数	授 業 科 目	単位数	
				必	選
演 習 綜 合	保育実践演習	2	保育実践演習Ⅰ	2	
合 計		51	59単位(≧51単位)		0

別表 2

児童福祉法施行規則に定められた科目			左記に対応する開設授業科目		
系 列	教 科 目	最低 単位数	授 業 科 目	単位数	
				必	選
保育の本質・目的に関する科目			教育制度論		2
			児童館・放課後児童クラブの機能と運営		2
			保育実践演習Ⅱ		2
保育の対象の理解に関する科目			こども理解と教育相談		2
			子育て支援カウンセリング		2
			保育の現場を知るⅡ		2
保育の内容・方法に関する科目		15単位以上	保育の現場を知るⅢ		2
			保育方法論		2
			子育て支援フィールドワーク		2
			児童文化		2
			絵本と児童文学		2
			リトミック		2
			障害児の発達理解		2
			歌遊び		2
			音楽遊び		2
			在宅保育論		2
			保育内容の指導法Ⅰ		2
			保育内容の指導法Ⅱ		2
			保育 実習	保育実習Ⅱ又は保育実習Ⅲ	2
保育実習Ⅲ(施設)		保育実習Ⅲ(施設)			2
	保育実習指導Ⅱ又は 保育実習指導Ⅲ	1	保育実習Ⅱ(保育所)事前事後指導		1
			保育実習Ⅲ(施設)事前事後指導		1
合 計		18単位以上	42単位(≧18単位)		0 42

※「保育実習Ⅱ(保育所)」及び「保育実習Ⅱ(保育所)事前事後指導」、または「保育実習Ⅲ(施設)」及び「保育実習Ⅲ(施設)事前事後指導」を必ず合わせて18単位以上を修得する。

別表 3

児童福祉法施行規則に定められた科目			左記に対応する開設授業科目		
系 列	教 科 目	最低 単位数	授 業 科 目	単位数	
				必	選
教 養 科 目	外国語、体育以外の科目	6単位以上	宝仙の歴史		1
			宝仙の教育		1
			仏教概論		2
			ブッダの教えとこども		2
			人間形成論		2
			多文化理解		2
			日本国憲法		2
			情報処理演習(基礎)		2
	外国語	2単位以上	英語(初級)		1
			英語(中級)		1
体育	1	健康スポーツ理論		1	
		健康スポーツ実技		1	
合 計		8単位以上	4 14		

※外国語、体育以外の教科目から6単位以上選択必修。



単位修得チェック票

単位修得 年度・学期	No	科目名	年次	学期	単位数	卒業	幼稚園 免許	保育士 資格	履修 条件
年 学期	00001	宝仙の歴史	1年	春秋	1	○		⑥	6単位を選択必修
年 学期	00002	宝仙の教育	1年	春秋	1	○		⑥	6単位を選択必修
年 学期	00003	仏教概論	3年	春秋	2	○		⑥	6単位を選択必修
年 学期	00004	ブッダの教えと子ども	2~4年	春秋	2	△		⑥	6単位を選択必修
年 学期	00005	人間形成論	3~4年	春秋	2	△		⑥	6単位を選択必修
年 学期	00006	現代の倫理と宗教	3~4年	春秋	2	△		⑥	6単位を選択必修
年 学期	00007	多文化理解	3~4年	春秋	2	△		⑥	6単位を選択必修
年 学期	00008	日本国憲法	3~4年	春秋	2	△	○	⑥	6単位を選択必修
年 学期	00009	職業と社会	3~4年	春秋	2	△		⑥	6単位を選択必修
年 学期	00010	子どもと親のストレスマネジメント	3~4年	春秋	2	△			
年 学期	00011	情報リテラシー	3~4年	春秋	2	△			
年 学期	00012	食育と現代社会	3~4年	春秋	2	△			
年 学期	00013	保育とSDGs	3~4年	春秋	2	△			
年 学期	00014	こども心理学	4年	春秋	2	△			あり  こども心理コースのみ履修可
年 学期	00015	健康スポーツ理論	1年	春秋	1	○	○	○	
年 学期	00016	健康スポーツ実技	1年	春秋	1	○	○	○	
年 学期	00017	英語(初級)	1年	春秋	1	○	○	○	
年 学期	00018	英語(中級)	1年	春秋	1	○	○	○	
年 学期	00019	英語コミュニケーション(初級)	2年	春秋	1	○			あり
年 学期	00020	英語コミュニケーション(中級)	2年	春秋	1	○			あり
年 学期	00021	実践英語(初級)	3~4年	春秋	1	△			
年 学期	00022	実践英語(上級)	3~4年	春秋	1	△			
年 学期	00023	基礎中国語(入門)	2年	春秋	1	○			
年 学期	00024	基礎中国語(初級)	2年	春秋	1	○			
年 学期	00025	中国語コミュニケーション(入門)	3~4年	春秋	1	△			あり
年 学期	00026	中国語コミュニケーション(初級)	3~4年	春秋	1	△			あり
年 学期	00027	情報処理演習(基礎)	1年	春秋	2	○	○	⑥	6単位を選択必修
年 学期	00028	情報処理演習(応用)	1年	春秋	2	○	○	⑥	6単位を選択必修
年 学期	00029	情報メディア演習	2~3年	春秋	2	△			
年 学期	00030	プレゼンテーション演習	3~4年	春秋	2	△			
年 学期	00031	基礎ゼミ(学問への誘い)	1年	春秋	2	○			
年 学期	00032	基礎ゼミ(学問に触れる)	1年	春秋	2	○			
年 学期	00033	教育原理	2年	春秋	2	○	○	○	教育実習履修条件科目
年 学期	00034	教育制度論	3年	春秋	2	△	○	⑮	15単位を選択必修
年 学期	00035	教職・保育概論	2年	春	2	○	○	○	保育実習Ⅰ(保育所)履修条件科目 教育実習履修条件科目
年 学期	00036	発達心理学	1年	春	2	△	○	○	保育実習Ⅰ(保育所)履修条件科目 教育実習履修条件科目
年 学期	00037	保育方法論	3年	春	2	△	○	⑮	15単位を選択必修 教育実習履修条件科目
年 学期	00038	こども理解と教育相談	3年	春	2	△	○	⑮	15単位を選択必修 教育実習履修条件科目
年 学期	00039	こども英語指導法	3~4年	春秋	2	△			
年 学期	00040	専門研究ゼミⅠ(講読と発表)	3年	春秋	2	○			あり
年 学期	00041	専門研究ゼミⅠ(調査と発表)	3年	春秋	2	○			あり
年 学期	00042	専門研究ゼミⅡ(卒業研究の基礎)	4年	春秋	2	○			あり
年 学期	00043	専門研究ゼミⅡ(卒業研究の完成)	4年	春秋	2	○			あり
年 学期	00044	保育原理(意義と本質)	1年	春秋	2	○		○	保育実習Ⅰ(保育所)履修条件科目
年 学期	00045	保育原理(保育ニーズの多様化)	3年	春秋	2	△		○	
年 学期	00046	社会福祉	1年	春秋	2	△		○	保育実習Ⅰ(施設)履修条件科目
年 学期	00047	子育て支援カウンセリング	3~4年	春秋	2	△		⑮	15単位を選択必修
年 学期	00048	子育て支援フィールドワーク	4年	春秋	2	△		⑮	15単位を選択必修
年 学期	00049	児童文化	4年	春秋	2	△		⑮	15単位を選択必修
年 学期	00050	絵本と児童文学	3~4年	春秋	2	△		⑮	15単位を選択必修
年 学期	00051	リトミック	3~4年	春秋	2	△		⑮	15単位を選択必修
年 学期	00052	障害児の発達理解	3~4年	春秋	2	△		⑮	15単位を選択必修
年 学期	00053	保育実習Ⅰ(施設)	3年	春または秋	2	△		○	あり  保育実習Ⅱ履修条件科目 保育実習Ⅲ履修条件科目
年 学期	00054	保育実習Ⅱ(保育所)	3年	秋	2	△		○	あり  どちらかを選択必修
年 学期	00055	保育実習Ⅲ(施設)	3年	秋	2	△		○	あり  「保育実習Ⅲ(施設)」は児童館実習履修条件科目
年 学期	00056	保育・教職実践演習(幼)	4年	秋	2	△	○		
年 学期	00057	保育実習Ⅰ(保育所)	3年	春	2	△		○	あり  保育実習Ⅱ履修条件科目 保育実習Ⅲ履修条件科目
年 学期	00058	保育相談支援	4年	春	1	△		○	
年 学期	00059	障害児保育演習(理念と援助)	2年	春	1	△		○	
年 学期	00060	障害児保育演習(現状と課題)	2年	秋	1	△		○	
年 学期	00061	保育実習Ⅱ(保育所)事前事後指導	3年	秋	1	△		○	あり  どちらかを選択必修
年 学期	00062	保育実習Ⅲ(施設)事前事後指導	3年	秋	1	△		○	あり  「保育実習Ⅲ(施設)事前事後指導」は児童館実習履修条件科目
年 学期	00063	保育実習Ⅰ(保育所)事前事後指導	3年	春	1	△		○	あり
年 学期	00064	保育実習Ⅰ(施設)事前事後指導	3年	春または秋	1	△		○	あり
年 学期	00065	保育実践演習Ⅰ	2年	春秋	2	○		○	
年 学期	00066	保育実践演習Ⅱ	2年	春秋	2	○		⑮	15単位を選択必修
年 学期	00067	こどもの食と栄養(健康と食生活)	1年	春秋	1	△		○	
年 学期	00068	こどもの食と栄養(発達と食生活)	1年	春秋	1	△		○	
年 学期	00069	社会的養護Ⅰ	2年	秋	2	△		○	保育実習Ⅰ(施設)履修条件科目 保育実習Ⅲ履修条件科目
年 学期	00070	社会的養護Ⅱ	3年	春	1	△		○	保育実習Ⅲ履修条件科目
年 学期	00071	保育の現場を知るⅠ	1年	春	2	○	○		
年 学期	00072	保育の現場を知るⅡ	1年	秋	2	○	○	⑮	15単位を選択必修 教育実習履修条件科目
年 学期	00073	保育の現場を知るⅢ	2年	春	2	○	○	⑮	15単位を選択必修 教育実習履修条件科目
年 学期	00074	保育の現場を知るⅣ	2年	秋	2	○	○	⑮	15単位を選択必修 教育実習履修条件科目
年 学期	00075	在宅保育論	4年	秋	2	△		⑮	15単位を選択必修 「認定ベビシッター」資格取得必修
年 学期	00076	教育実習	4年	春	4	△	○		あり
年 学期	00077	教育実習事前事後指導	4年	春	1	△	○		あり
年 学期	00078	こども食育実践論	4年	春秋	2	△			
年 学期	00079	身体遊び実践論	4年	春秋	2	△			
年 学期	00080	保育実践フィールドワーク	4年	春秋	2	△			
年 学期	00081	表現実践フィールドワーク	4年	春秋	2	△			
年 学期	00082	音楽実技Ⅰ	1年	秋	1	△			
年 学期	00083	音楽実技Ⅱ	2年	春	1	△			
年 学期	00084	保育カリキュラム論	2年	秋	2	△	○		保育実習Ⅱ履修条件科目 教育実習履修条件科目
年 学期	00085	こどもの理解と援助	2年	秋	1	△		○	保育実習Ⅲ履修条件科目
年 学期	00086	特別支援教育概論	3年	春	2	△	○		
年 学期	00087	ことばとコミュニケーション	1年	春	2	△		○	
年 学期	00088	音楽と表現Ⅰ	1年	春秋	1	△	○	○	
年 学期	00089	音楽と表現Ⅱ	2年	春秋	1	△	○	○	
年 学期	00090	造形と表現	2年	春秋	1	△	○	○	
年 学期	00091	身体と表現	2年	春秋	1	△	○	○	
年 学期	00092	保育内容総論	4年	春秋	2	△	○	○	
年 学期	00093	保育内容(環境)	3年	春	2	△	○	○	保育実習Ⅱ履修条件科目 教育実習履修条件科目
年 学期	00094	保育内容(人間関係)	3年	秋	2	△	○	○	保育実習Ⅱ履修条件科目 教育実習履修条件科目
年 学期	00095	保育内容(健康)	2年	秋	2	△	○	○	保育実習Ⅱ履修条件科目 教育実習履修条件科目
年 学期	00096	保育内容(表現)	1年	春	2	△	○	○	保育実習Ⅰ(保育所)履修条件科目 保育実習Ⅱ履修条件科目 教育実習履修条件科目
年 学期	00097	保育内容(言葉)	1年	秋	2	△	○	○	保育実習Ⅰ(保育所)履修条件科目 保育実習Ⅱ履修条件科目 教育実習履修条件科目
年 学期	00098	保育内容の指導法Ⅰ	3年	春	2	△	○	⑮	15単位を選択必修
年 学期	00099	保育内容の指導法Ⅱ	3年	秋	2	△	○	⑮	15単位を選択必修
年 学期	01000	こども家庭福祉	2年	春	2	△		○	保育実習Ⅰ(施設)履修条件科目 保育実習Ⅲ履修条件科目
年 学期	01001	こどもの保健	2年	春	2	△		○	
年 学期	01002	こどもの健康と安全	4年	春	1	△		○	
年 学期	01003	家庭支援論	3年	秋	2	△		○	
年 学期	01004	乳児保育Ⅰ	2年	春	2	△		○	保育実習Ⅰ(保育所)履修条件科目 保育実習Ⅰ(施設)履修条件科目
年 学期	01005	乳児保育Ⅱ	3年	秋	1	△		○	
年 学期	01006	子育て支援論	3年	秋	2	△		○	
年 学期	01007	歌遊び	3~4年	春秋	2	△		⑮	15単位を選択必修
年 学期	01008	音楽遊び	3~4年	春秋	2	△		⑮	15単位を選択必修
年 学期	01009	地域文化体験	1~4年	春秋	2	△			
年 学期	01010	国外保育体験	1~4年	春秋	2	△			
年 学期	01011	海外保育事前学習(英語)Ⅰ	1・2年	春秋	2	△			
年 学期	01012	海外保育事前学習(英語)Ⅱ	1・2年	春秋	2	△			
年 学期	01013	造形入門	1年	秋	2	△			
年 学期	01014	インターンシップ	3年	秋	2	△			
年 学期	01015	児童館・放課後児童クラブの機能と運営	2~4年	春	2	△		⑮	児童厚生一級指導員資格必修科目 15単位を選択必修 保育実習Ⅲ履修条件科目
年 学期	01016	児童館・放課後児童クラブの活動内容と指導法Ⅰ	3年	秋	2	△			児童厚生一級指導員資格必修科目 児童館実習履修条件科目
年 学期	01017	児童館・放課後児童クラブの活動内容と指導法Ⅱ	4年	春	2	△			児童厚生一級指導員資格必修科目 児童館実習履修条件科目
年 学期	01018	児童館実習	4年	春	2	△		あり	児童厚生一級指導員資格必修科目